

# 資料編

(令和2年度の状況)



# I 大気汚染の状況



# I 大気汚染の状況

## ○概要

大気汚染物質には、主に硫黄酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントなどがあり、人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として項目ごとに環境基準が定められている。このうち窒素酸化物等3項目については、県の常時監視測定網の整備により、市庁舎に測定局が設置され、常時監視を行っている。

大気汚染防止策として、固定発生源の工場、事業所等については、ボイラー等のばい煙発生施設ごとに排出口での汚染物質濃度を規制しており、硫黄酸化物や窒素酸化物については地域の汚染状況に合わせて総量規制を導入している。また、移動発生源の自動車等については、自動車NO<sub>x</sub>・PM法により規制されている。

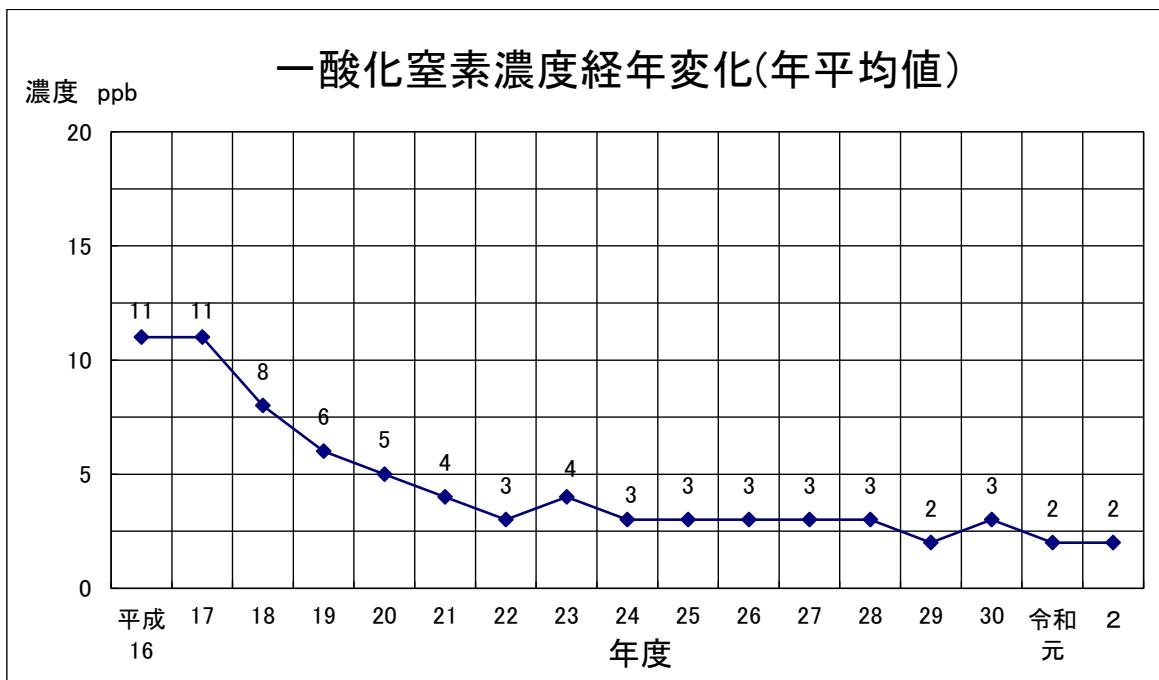
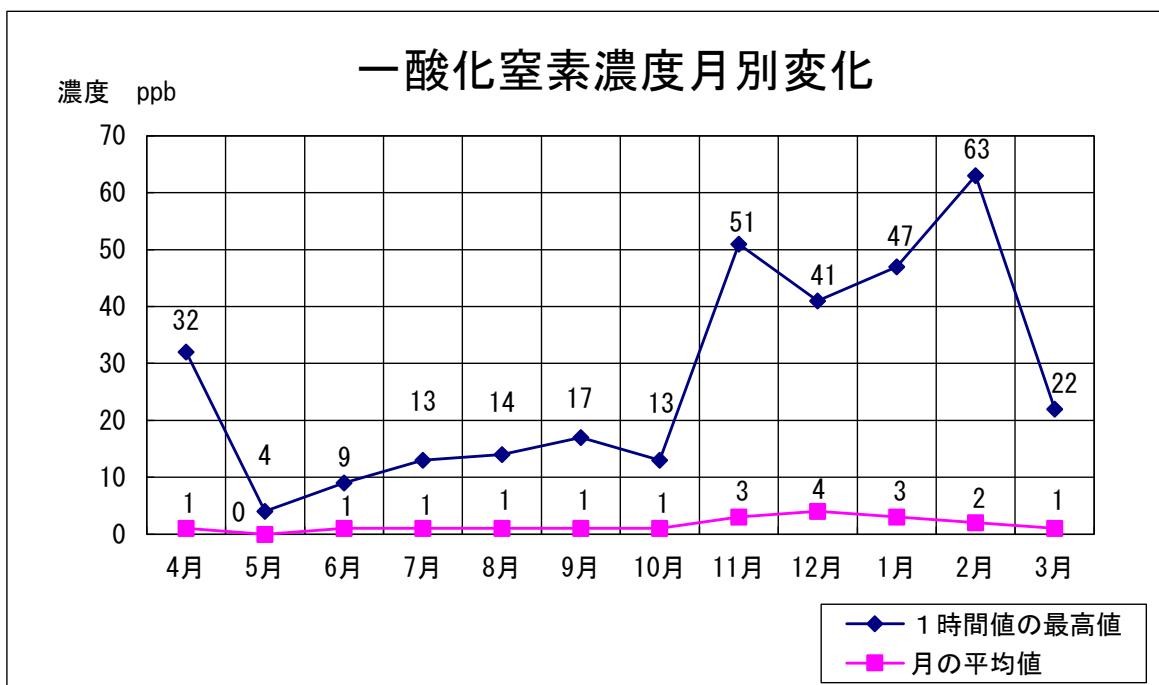
詳細については、次頁以降に掲載。

## 1 窒素酸化物(NOx)の測定結果(令和2年度)

NOの年平均値(ppm)	NO <sub>2</sub> の年平均値(ppm)	NO+NO <sub>2</sub> の年平均値(ppm)	NO <sub>2</sub> の日平均値の年間98%値(ppm)	NO <sub>2</sub> の日平均値が0.06ppm超の		NO <sub>2</sub> の日平均値が0.04～0.06ppmの		環境基準適否
				日数	割合	日数	割合	
0.002	0.011	0.013	0.025	0	0%	0	0%	適

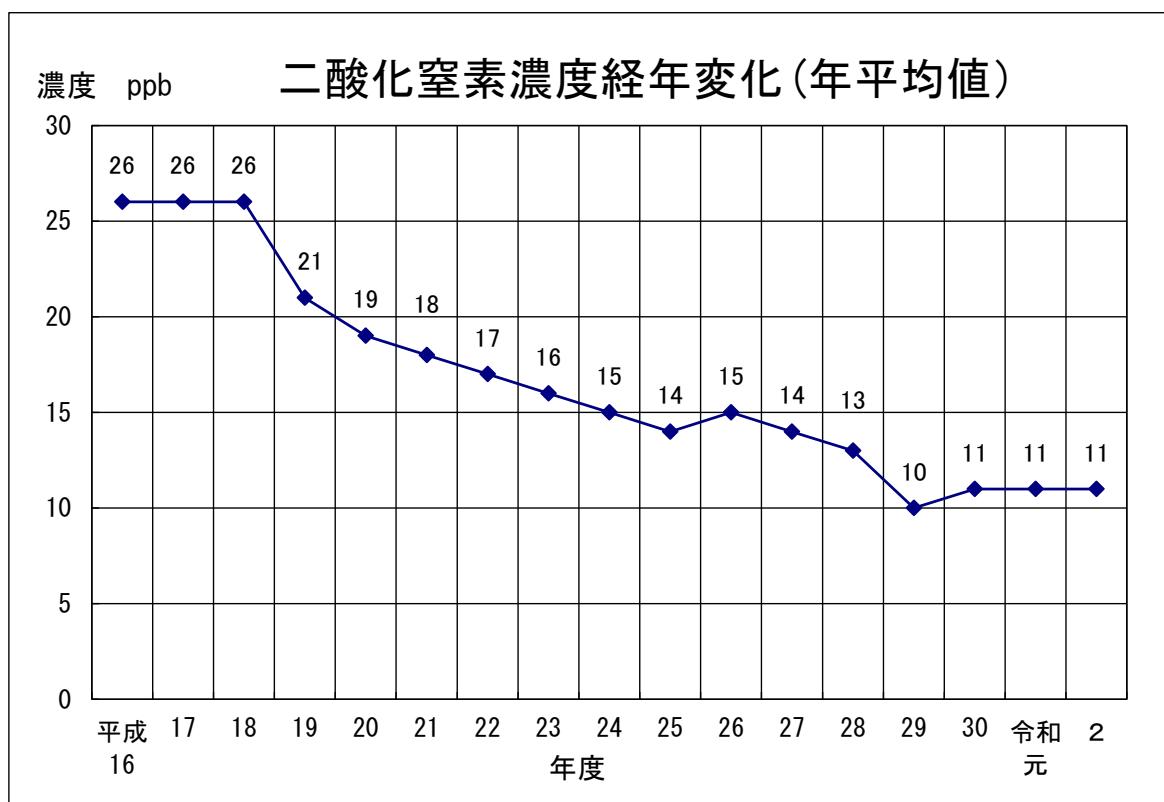
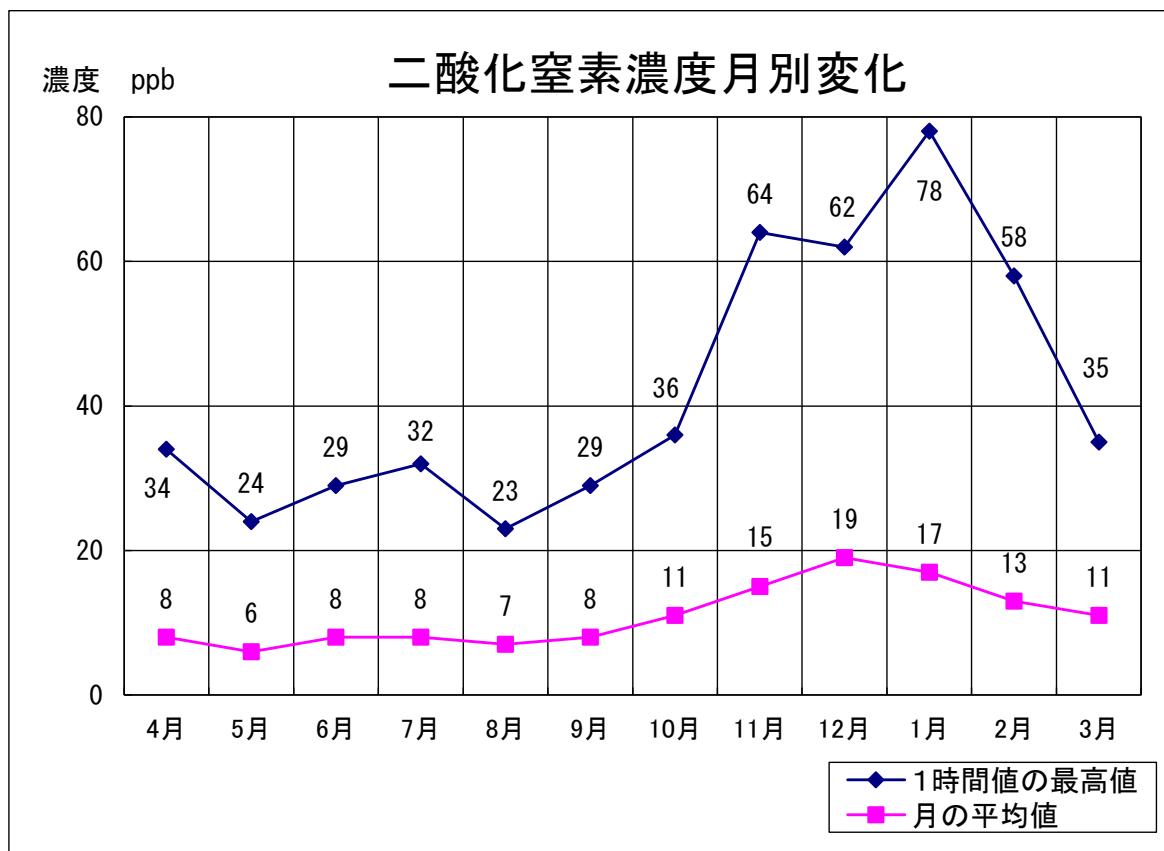
### (1) 一酸化窒素(NO)

《1ppm=1,000ppb》



(2) 二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)

《1ppm=1,000ppb》



### (3) PTIO法による二酸化窒素の測定結果

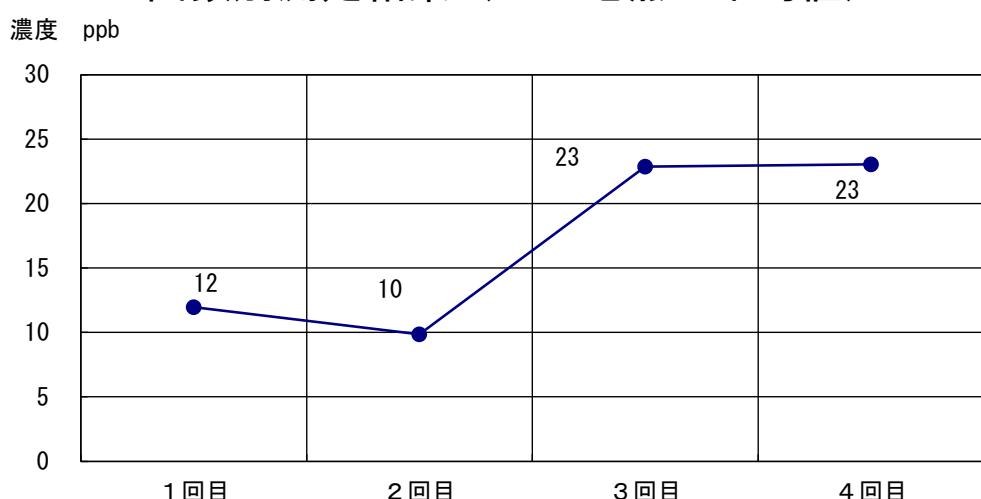
大気汚染の主物質であり、光化学スモッグが問題となってから、その一次汚染物質として特に注目されるようになった二酸化窒素 ( $\text{NO}_2$ ) について、県の自動測定機によるほかに、PTIO法による簡易測定を年4回行った。(図1-1参照)

二酸化窒素の簡易測定に関しては、令和元年度以前はトリエタノールアミン・プレート法を採用していたが、県の自動測定器の結果との比較の容易さから、令和2年度以降はPTIO法を採用した。

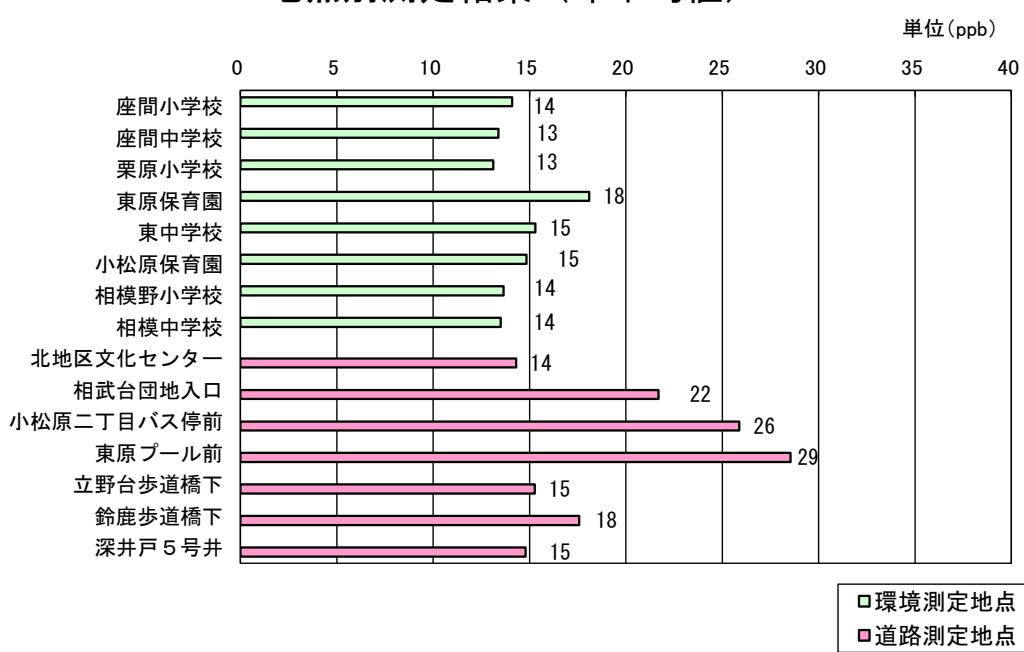
測定結果を見ると、主要道路に近い地点（東原プール前、小松原二丁目バス停前、相武台団地入口など）で高い値を示した。これは自動車から排出される排気ガスの影響によると推察できる。

《1ppm=1,000ppb》

回数別測定結果（15地点の平均値）

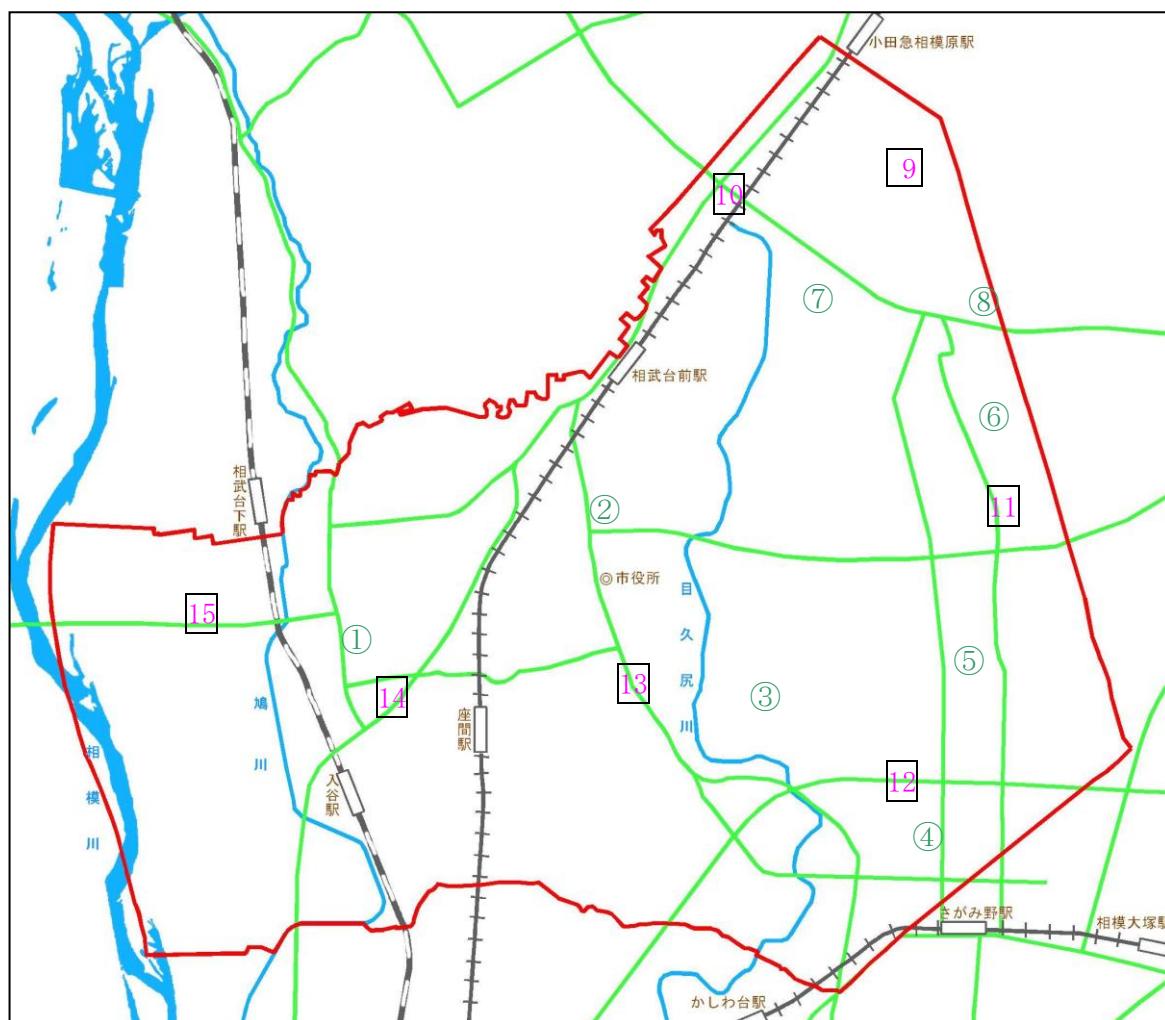


地点別測定結果（年平均値）



PTIO法による二酸化窒素の測定地点図(図1-1)

種別	番号	地 点 名	種別	番号	地 点 名
環境測定地点	①	座間小学校	道路測定地点	9	北地区文化センター
	②	座間中学校		10	相武台団地入口
	③	栗原小学校		11	小松原二丁目バス停前
	④	東原保育園		12	東原プール前
	⑤	東中学校		13	立野台歩道橋下
	⑥	小松原保育園		14	鈴鹿歩道橋下
	⑦	相模野小学校		15	深井戸 5 号井
	⑧	相模中学校			



トリエタノールアミン・プレート法・PTIO法による二酸化窒素の測定結果(年平均値の推移)

単位: p p m

(令和2年度以降)

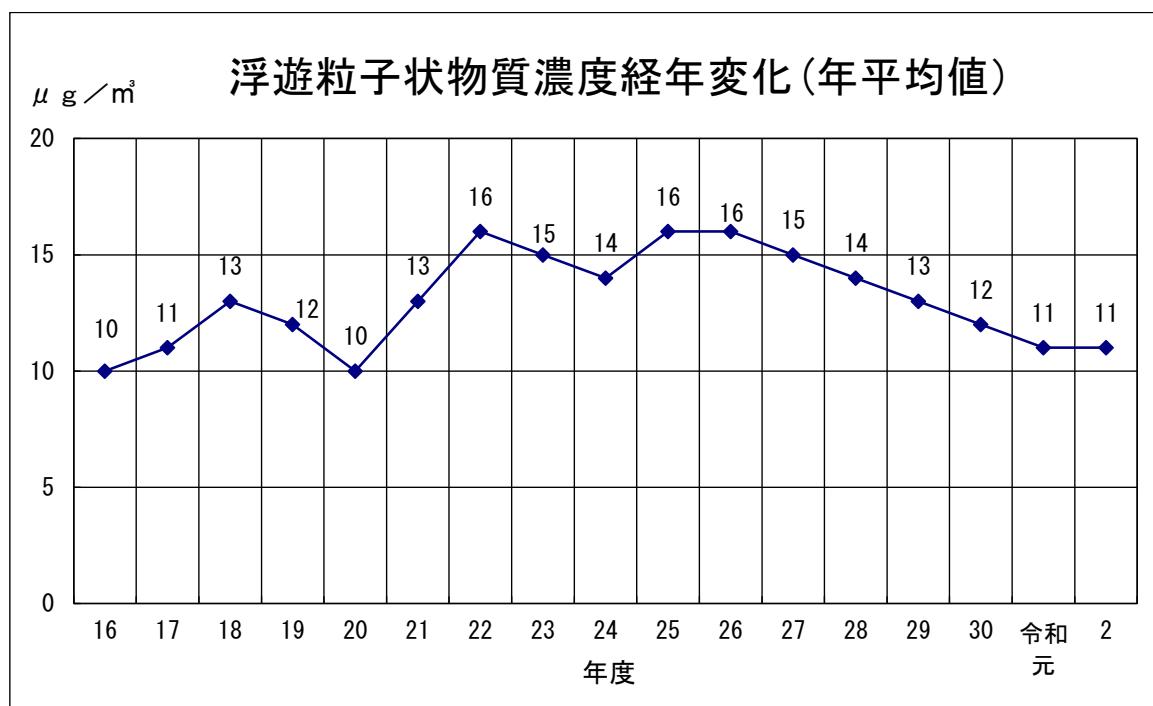
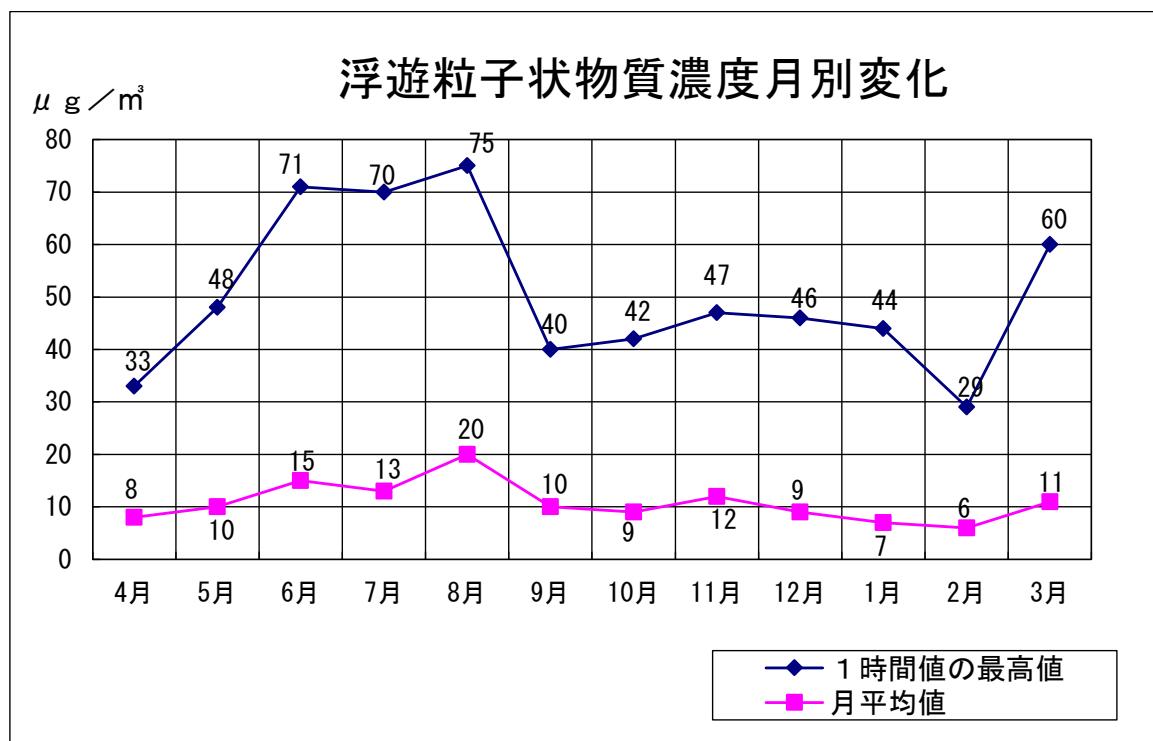
:  $\mu\text{g} \cdot \text{NO}_2/\text{日}/100\text{cm}^2\text{TEA} \cdot \text{P}$  (令和元年度以前)

No.	地 点 名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
1	座間小学校	22.4	15.6	21.2	18.9	18.6	0.014
2	座間中学校	33.3	19.6	25.7	20.6	19.3	0.013
3	栗原小学校	37.9	23.4	30.7	30.1	26.2	0.013
4	東原保育園	33.6	25.1	31.1	30.9	25.6	0.018
5	東中学校	49.0	38.9	41.1	39.0	35.1	0.015
6	小松原保育園	28.8	23.8	34.7	29.1	22.8	0.015
7	相模野小学校	25.2	24.5	31.0	27.2	22.8	0.014
8	相模中学校	24.6	22.0	26.1	26.9	16.9	0.014
9	北地区文化センター	13.9	16.3	18.4	20.0	18.3	0.014
10	相武台団地入口	54.6	46.3	55.3	44.9	38.9	0.022
11	小松原二丁目バス停前	38.2	32.7	38.7	36.5	29.6	0.026
12	東原プール前	65.3	49.7	57.5	49.5	42.6	0.029
13	立野台歩道橋下	31.4	30.4	30.0	28.4	29.2	0.015
14	鈴鹿歩道橋下	32.3	31.8	34.1	29.8	29.2	0.018
15	深井戸5号井	22.1	21.3	23.0	19.6	15.8	0.015

## 2 浮遊粒子状物質(SPM)の測定結果(令和2年度)

日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた		1時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた		1時間値の最高値 (mg/m <sup>3</sup> )	環境基準の適否
日	割合(%)	時間	割合(%)		
0	0	0	0	0.075	適

《1m g=1,000 μ g》

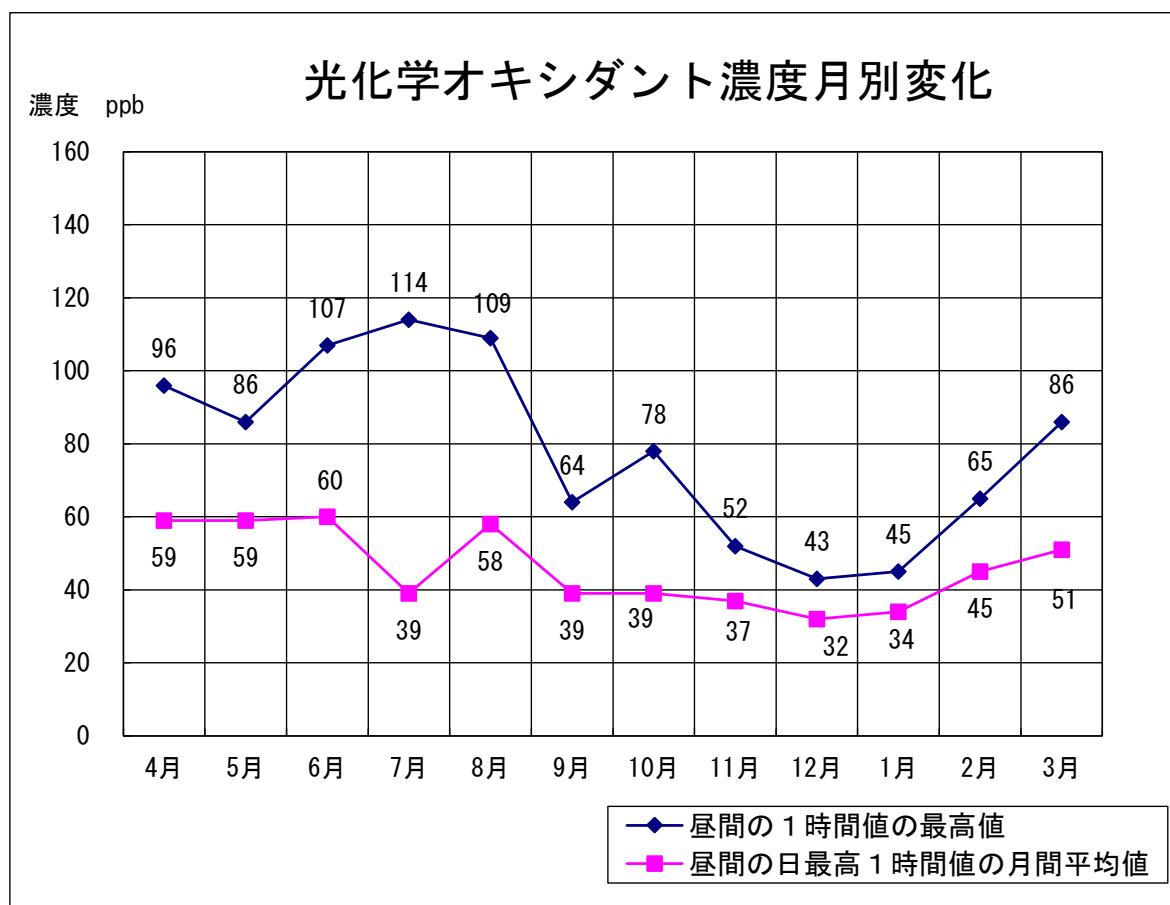


### 3 光化学オキシダント(OX)の測定結果(令和2年度)

昼間※の1時間値が0.06ppmを超えた		昼間※の1時間値が0.12ppm以上の		1時間値の最高値(ppm)	環境基準の適否
日数	時間数	日数	時間数		
73	324	0	0	0.114	不適

※昼間とは、5時から20時までの時間帯

《1ppm=1,000ppb》



## ☆ 大気汚染に係る環境基準

環境基本法第16条の規定に基づき、人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、大気の汚染に係る環境基準が定められている。(昭和48年5月8日付け環境庁告示第25号)

項目	環 境 基 準	令和2年度の 適否
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	適
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が 0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が 0.20 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	適
光化学オキシダント (OX)	1時間値が 0.06ppm 以下であること。	不適

## 4 光化学スモッグ

工場や自動車等からの排出ガスに含まれている窒素酸化物や揮発性有機化合物（VOC）が、太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こし、光化学オキシダントを生成する。この光化学オキシダントが気象条件等により光化学スモッグを発生させる。光化学スモッグの被害を受けると、目がチカチカする、のどが痛い、頭痛、吐き気等の症状があらわれる。

### (1) 光化学スモッグの発生状況

令和2年度は、座間市を含む県央地域に、注意報は発令されなかった。

注) 県央地域(座間市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、綾瀬市、愛川町、清川村)

### (2) 光化学スモッグの対策

光化学スモッグによる被害防止のため、神奈川県大気汚染緊急時措置要綱に基づき、座間市光化学スモッグ緊急時措置要綱を定め、光化学スモッグによる被害防止に努めている。

#### ○ 光化学スモッグ緊急連絡体制

市公共施設等112か所へ、「光化学スモッグ注意報発令中」の立看板及びラミネート看板掲示を依頼(次ページ参照)する。また、市防災行政無線及び市緊急情報いさまメールにより、情報の周知に努めている。

発令基準等(神奈川県大気汚染緊急時措置要綱から抜粋)

	光 化 学 オ キ シ ダ ント	予報		注意報	警報	重大緊急時警報
		前日 (午後5時)	当日 (午前10時)			
発令基準 (気象条件からみて各欄の基準が継続すると認められることを条件とする)	光 化 学 オ キ シ ダ ント	注意報の発令基準の程度に汚染するおそれがあると予測したとき		1時間値0.12ppm以上である大気の汚染の状態になったとき	1時間値0.24ppm以上である大気の汚染の状態になったとき	1時間値0.4ppm以上である大気の汚染の状態になったとき
解除基準 (気象条件からみて各欄の基準が継続すると認められることを条件とする)	光 化 学 オ キ シ ダ ント	1 注意報の発令基準の程度に汚染するおそれがなくなったとき 2 注意報、警報または重大緊急時警報の発令をしたとき		発令基準未満となったとき	1 発令基準未満となつたにもかかわらず、なお汚染が継続すると予想されるときは注意報に切り換える 2 注意報の発令基準未満となり、その状況が継続すると認められるときは注意報に切り替えることなく解除する	1 発令基準未満となつたにもかかわらず、なお汚染が継続すると予想されるときは警報または注意報に切り換える 2 注意報の発令基準未満となり、その状況が継続すると認められるときは警報または注意報に切り換えることなく解除する

## 光化学スモッグ立看板掲出施設一覧表

(R 3. 3. 31 現在)

座間市役所	相模が丘プール	陽の丘保育園
消防本部	入谷プール	座間ゆめっこ保育園
消防署東分署	旭プール	子どもの家ひまわり保育園
消防署北分署	中原プール	ベストキッズ相武台保育園
座間警察署	市民体育館（スカイアリーナ座間）	座間幼稚園
座間郵便局	総合福祉センター	やなせ幼稚園
座間中宿郵便局	生きがいセンター	相武台幼稚園
座間駅前郵便局	第2子育て支援センター	座間孝道幼稚園
座間緑ヶ丘郵便局	第3子育て支援センター	鈴鹿幼稚園
座間ひばりが丘郵便局	青少年センター	ひばりが丘幼稚園
座間立野台郵便局	もくせい園	栗原幼稚園
さがみ野駅前郵便局	通園センター	小松原幼稚園
座間相模が丘郵便局	座間児童館	東原幼稚園
イオンモール座間内郵便局	鳩川児童館	図書館
小田急線 相武台前駅	ひばりが丘南児童館	座間小学校
小田急線 座間駅	相模野児童館	栗原小学校
立野台コミュニティセンター	栗原保育園	相模野小学校
新田宿・四ツ谷コミュニティセンター	相模が丘東保育園	相武台東小学校
小松原コミュニティセンター	相模が丘西保育園	ひばりが丘小学校
東原コミュニティセンター(南出張所)	ちぐさ保育園	東原小学校
相模が丘コミュニティセンター(北出張所)	緑ヶ丘保育園	相模が丘小学校
相武台コミュニティセンター	東原保育園	立野台小学校
ひばりが丘コミュニティセンター(東出張所)	相武台保育園	入谷小学校
栗原コミュニティセンター	ひばりが丘保育園	旭小学校
座間市民活動サポートセンター	小松原保育園	中原小学校
座間市立市民交流プラザ（プラットざま）	わかば保育園	座間中学校
リサイクルプラザ	座間保育園	西中学校
市民健康センター	やなせ保育園	東中学校
ひまわり公園テニスコート	座間子どもの家保育園	栗原中学校
座間市民球場	あゆみ保育園	相模中学校
栗原遊水地スポーツ施設管理事務所	いその保育園	南中学校
立野台プール	栗の実保育園	座間市公民館(西出張所)
座間公園プール	広野台保育園	北地区文化センター
広野プール	座間すこやか保育園	東地区文化センター
東原プール	ナーサリースクール相模が丘	市民文化会館(ハーモニーホール座間)
ひばりが丘プール	スマイルワールド保育園	座間市上下水道局
相武台プール	マジオたんぽぽ保育園相武台	
栗原プール	ナーサリールーム T & Y相模が丘	

## 緊急時措置等（神奈川県大気汚染緊急時措置要綱から抜粋）

	予 報		注 意 報	警 報	重大緊急時警報
	前 日	当 日			
光 化 学 才 キ シ ダ ン ト	<p>1 主要ばい煙排出者に対し            (1) ばい煙発生施設の燃焼管理を徹底し、不要不急の燃焼を中止すること            (2) 翌日午前6時から通常燃料使用量の削減若しくは同程度の措置、燃焼を伴わずに窒素酸化物が発生する作業の自肅及び炭化水素系物質を取り扱っている場合はその排出防止に努めることについて協力を要請する。</p> <p>2 1以外のばい煙排出者に対し、            (1) ばい煙発生施設の燃焼管理を徹底すること            (2) 不要不急の燃焼を中止することについて協力を要請する。</p> <p>3 一般県民に対し、            (1) 自動車の使用的自肅            (2) 学童、生徒の特に過激な運動の自肅について協力を要請する。</p>	<p>1 主要ばい煙排出者に對しへい煙減少計画の注意報段階の措置を実施することについて協力を要請する。</p> <p>2 1以外のばい煙排出者に対し、            (1) ばい煙発生施設の燃焼管理を徹底すること            (2) 不要不急の燃焼を中止することについて協力を要請する。</p> <p>3 一般県民に対し、            (1) 自動車の使用的自肅            (2) 学童、生徒の過激な運動の自肅について協力を要請する。</p>	<p>第一種措置</p> <p>1 主要ばい煙排出者に對し、            (1) 原則として通常燃料使用量の20%減若しくは、それと同程度の効果を有する措置をとること            (2) 燃料の燃焼を伴わず、窒素酸化物が発生する施設の場合にあっては、その施設の作業を自肅すること            (3) 炭化水素系物質を取り扱っている場合（貯蔵を含む）はその排出防止に努めることを勧告する。</p> <p>2 1以外のばい煙排出者に対し、            (1) ばい煙発生施設の燃焼管理を徹底すること            (2) 不要不急の燃焼を中止することを勧告する。</p> <p>3 自動車使用者に対し必要に応じ発令地域を通過しないことを要請する。</p> <p>4 一般県民に対し、            (1) 自動車の使用自肅            (2) 外出の自肅            (3) 学童、生徒の過激な運動の自肅を要請する。</p>	<p>第二種措置</p> <p>1 主要ばい煙排出者に對し、            (1) 原則として通常燃料使用量の25%減若しくは、それと同程度の効果を有する措置をとること            (2) 燃料の燃焼を伴わず、窒素酸化物が発生する施設の場合にあっては、その施設の作業を自肅すること            (3) 炭化水素系物質を取り扱っている場合（貯蔵を含む）はその排出防止に努めることを勧告する。</p> <p>2 1以外のばい煙排出者に対し、            (1) ばい煙発生施設の燃焼管理を徹底すること            (2) 不要不急の燃焼を中止することを勧告する。</p> <p>3 自動車使用者に対し必要に応じ発令地域を通過しないことを要請する。</p> <p>4 一般県民に対し、            (1) 自動車の使用自肅            (2) 外出の自肅            (3) 学童、生徒の過激な運動の中止を要請する。</p>	<p>第三種措置</p> <p>1 ばい煙排出者に對し            (1) 原則として通常燃料使用量の40%減若しくは、それと同程度の効果を有する措置をとることを命令する。            (2) 燃料の燃焼を伴わず、窒素酸化物が発生する施設の場合にあっては、その施設の作業を自肅することを命ぜる。            (3) 炭化水素系物質を取り扱っている場合（貯蔵を含む）はその作業の中止を勧告する。</p> <p>2 必要に応じ、公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとることを要請する。</p> <p>3 一般県民に対し、            (1) 自動車の使用自肅            (2) 外出の自肅            (3) 学童、生徒の屋外運動の中止を要請する。</p>
	<p>1 ばい煙排出者がとる措置については、排煙脱硝装置の設置等、通常時の対策が、他のばい煙排出者よりも格段進んでいるものとして知事が承認する場合は、当分の間このことを考慮するものとする。</p> <p>2 主要ばい煙排出者が協力要請、勧告又は命令に基づいてとる措置については、日の入り時刻をもって解除することができる。</p> <p>3 炭化水素系物質とは、原油、揮発油、ナフサ、ジェット燃料及び混合有機溶剤（1気圧の状態において留出量が5%のときの温度が100度以下のもの）又は单一有機溶剤（1気圧の状態において、沸点が100度以下であるもの）をいう。</p>				

### 光化学スモッグ注意報発令状況（県央地域） 光化学オキシダント濃度

回数	年月日	発令時間	最高濃度観測地点と最高濃度 (ppm)		座間市最高濃度(ppm)と時刻	座間市内の被害者数
0	-	-	-	-	-	-

注) 「最高濃度」は、1時間前から当該時刻までの積算（平均）値を示す。

## 5 微小粒子状物質(PM2.5)

大気中に浮遊している粒子のうち、粒径2.5マイクロメートル※ ( $\mu\text{m}$ ) 以下により微小な粒子を微小粒子状物質（PM2.5）という。PM2.5は非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響が心配されている。そこで、PM2.5の被害を未然に防ぐため、市では、神奈川県の通知に基づき、座間市微小粒子状物質（PM2.5）高濃度時における注意喚起情報取扱要綱を定め、PM2.5による被害防止に努めている。なお、令和2年度は県内において高濃度予報は発令されていない。

※マイクロメートル：1  $\mu\text{m} = 0.001\text{mm}$  (1ミリメートルの千分の一の長さ)

## 6 事業所排煙濃度測定結果

この調査は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例の規制対象となる事業所の排煙中の塩化水素、ホルムアルデヒドの濃度を測定し、規制基準への適合状況を調査するものである。

○ 調査期間

令和2年10月5日、10月7日、10月8日の3日間

○ 調査事業所

8事業所（塩化水素6検体、ホルムアルデヒド2検体）

○ 調査場所

各事業所の排出口で採取

○ 調査結果

規制基準を超えた事業所はなかった。

調査事業所数	規制基準以下の事業所数	規制基準を超えた事業所数
8社（8検体）	8社（8検体）	0社（0検体）

## 7 大気環境中のアスベスト濃度測定結果

この調査は、大気環境中のアスベスト濃度を調査するもので、平成18年度から実施している。環境基準は定められていないが、環境省が公表する「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル2014.6」においては、一般大気中の総纖維数濃度は、1本／L以下とされている。

○ 調査日

令和2年7月16日

○ 調査結果

単位：本／L

調査地点	測定結果
相模が丘コミュニティセンター	0.056以下
かにが沢公園	0.056以下
四ツ谷配水管理所	0.056以下
広野プール前井戸	0.34

## **II 水質汚濁の状況**



## Ⅱ 水質汚濁の状況

### ○概要

市には、相模川、鳩川、目久尻川がある。河川の水質汚濁の発生源としては、生活排水、工場、事業所等からの排水が挙げられる。目久尻川はかつて生活排水により、水質が非常に悪い時期があった。鳩川は相模川に流入し、その水は上水道として利用されているので、特に水質保全が要求される。これらの背景から、鳩川と目久尻川の水質汚濁の状況を継続的に監視している。

河川等の人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、水質汚濁に係る環境基準が定められている。相模川、鳩川、目久尻川には水域類型が指定されており、生活環境の保全に関する項目については水域類型ごとに環境基準が設定されている。鳩川と目久尻川は、その環境基準を適用<sup>\*</sup>して水質を評価している。

詳細については、次頁以降に掲載。

※平成30年6月28日以前は、鳩川と目久尻川には水域類型が指定されておらず、流入先水域の環境基準を準用して評価している。

## 1 市内河川の状況

### (1) 河川の概要

河川名	水源・上流端	流入先水域	河川の利用状況
相模川	山梨県南都留郡 山中湖村	相模湾	上水道源、漁業、 農業、レクリエーション
鳩川	相模原市緑区	相模川中流	農業
目久尻川	座間市栗原 (小池仲橋)	相模川下流	下流で一部農業用

### (2) 河川定期水質調査

この調査は、市内主要河川についてその水質の状況と推移を把握するため、生活環境に関する項目等の調査を年6回実施するものである。

○ 調査期間

令和2年5月、7月、9月、11月、令和3年1月、3月の計6回

○ 調査地点

市内を流れる鳩川、目久尻川の上流、中流、下流の6地点（図2-1参照）

○ 調査結果

鳩川 （表2-1、表2-3、図2-2-1と図2-2-2参照）

pH、大腸菌群数では環境基準の超過が見られるが、BODの年間平均値の経年変化を見ると、長期的には改善傾向にあり、平成12年度以降は環境基準内となることが多くなってきた。これは、鳩川流域の公共下水道の整備が進んだため、水質が徐々に安定し改善してきたためと推測できる。

目久尻川 （表2-1、表2-4、図2-3-1と図2-3-2参照）

大腸菌群数では環境基準の超過が見られるが、BODの年間平均値の経年変化を見ると、長期的には改善傾向にある。近年、中流、下流では、環境基準内となることが多くなってきた。これは、目久尻川流域の公共下水道の整備が進んだため、水質が徐々に安定し改善してきたためと推測できる。

### (3) 河川環境水質調査

この調査は、市内主要河川について、定期調査の他に人の健康の保護に関する項目等の調査を年2回実施するものである。

○ 調査期間

令和2年9月15日、令和3年3月2日

○ 調査地点

市内を流れる鳩川、目久尻川の下流各1地点（図2-1参照）

○ 調査結果（表2-2-1と表2-2-2参照）

**鳩川** 人の健康の保護に関する項目、その他の測定項目とも、特に異常は見られなかった。

**目久尻川** 人の健康の保護に関する項目、その他の測定項目とも、特に異常は見られなかった。

#### 水質汚濁の状況を評価するための基準

河川名と調査地点		鳩川	目久尻川
		(上流域) 六反橋 (中流域) 新鳩川橋 (下流域) 見取橋	(上流域) 小池仲橋 (中流域) 上栗原橋 (下流域) 寒川橋
流入先水域		相模川中流	相模川下流
流入先水域類型		河川A	河川B
水域類型		河川A	河川B
水質汚濁の状況を評価するための基準 (環境基準)	pH	6.5～8.5	6.5～8.5
	BOD	2 mg/L 以下	3 mg/L 以下
	SS	25 mg/L 以下	25 mg/L 以下
	DO	7.5 mg/L 以上	5 mg/L 以上
	大腸菌群数	1,000 MPN/100mL 以下	5,000 MPN/100mL 以下

河川水質調査地点図(図2-1)





令和2年度 河川定期水質調査結果表(鳩川、目久尻川)(表2-1)

調査地點		調査年月日	天候	調査時刻	気温	水温	外観	色相	臭気	透視度	pH
					°C	°C				cm	
鳩川 ～ 水域 類型	上流	R2.5.26	曇	11時10分	28.0	20.6	異常なし	淡い黄緑色	薄い川藻臭	> 100	8.2
		R2.7.21	曇	11時00分	28.1	23.6	異常なし	淡い黄緑色	薄い川藻臭	98	8.2
		R2.9.15	晴	10時15分	27.5	23.2	異常なし	淡い黄緑色	無臭	> 100	8.4
		R2.11.17	晴	10時40分	19.2	14.2	異常なし	淡い黄緑色	薄い川藻臭	> 100	8.4
		R3.1.19	晴	10時30分	8.3	4.5	異常なし	淡い黄緑色	薄い川藻臭	> 100	8.3
		R3.3.2	曇	10時35分	16.4	15.1	異常なし	淡い黄緑色	薄い川藻臭	> 100	8.8
	中流	最大値			28.1	23.6				> 100	8.8
		最小値			8.3	4.5				98	8.2
		平均値			21.3	16.9				100	8.4
		R2.5.26	曇	11時50分	30.2	20.5	微濁	やや黄緑色	薄い川藻臭	51	8.3
	下流	R2.7.21	曇	11時30分	29.6	24.0	微濁	やや黄緑色	薄い川藻臭	73	8.4
		R2.9.15	晴	10時44分	29.0	24.0	微濁	やや灰黄色	薄い川藻臭	54	8.4
		R2.11.17	晴	11時15分	19.8	15.2	異常なし	淡い黄緑色	薄い川藻臭	> 100	8.8
		R3.1.19	晴	10時50分	9.1	6.3	異常なし	淡い黄緑色	薄い川藻臭	> 100	8.9
		R3.3.2	曇	11時00分	17.5	16.2	異常なし	淡い黄緑色	薄い川藻臭	> 100	9.3
		最大値			30.2	24.0				> 100	9.3
河川 A ～ 水域 類型	上流	最小値			9.1	6.3				51	8.3
		平均値			22.5	17.7				80	8.7
		R2.5.26	曇	12時30分	28.5	20.6	微濁	やや黄緑色	薄い川藻臭	69	8.5
		R2.7.21	曇	12時15分	28.6	24.8	微濁	やや黄色	薄い土臭	67	8.9
		R2.9.15	晴	11時05分	28.8	25.4	微濁	やや黄緑色	薄い川藻臭	70	8.8
		R2.11.17	晴	11時50分	20.6	16.0	異常なし	淡い黄緑色	薄い川藻臭	> 100	8.9
	中流	R3.1.19	晴	11時20分	9.7	5.6	異常なし	淡い黄緑色	薄い川藻臭	> 100	8.7
		R3.3.2	曇	11時30分	18.1	17.5	異常なし	淡い黄緑色	薄い川藻臭	> 100	9.8
		最大値			28.8	25.4				> 100	9.8
		最小値			9.7	5.6				67	8.5
	下流	平均値			22.4	18.3				84	8.9
目久尻川 ～ 水域 類型	上流	R2.5.26	曇	9時15分	26.2	19.5	異常なし	淡い黄緑色	無臭	> 100	7.7
		R2.7.21	曇	9時00分	27.2	20.6	異常なし	淡い黄緑色	薄い川藻臭	> 100	7.6
		R2.9.15	晴	8時50分	25.6	20.1	異常なし	淡い黄緑色	無臭	> 100	7.2
		R2.11.17	晴	9時00分	16.0	14.2	異常なし	淡い黄緑色	薄い川藻臭	> 100	7.4
		R3.1.19	晴	9時00分	5.1	7.1	異常なし	淡い黄緑色	薄い川藻臭	> 100	7.5
		R3.3.2	曇	8時50分	15.2	14.5	異常なし	淡い黄緑色	薄い川藻臭	> 100	7.6
	中流	最大値			27.2	20.6				> 100	7.7
		最小値			5.1	7.1				> 100	7.2
		平均値			19.2	16.0				> 100	7.5
		R2.5.26	薄曇り	10時00分	29.2	21.5	異常なし	淡い黄緑色	薄い川藻臭	> 100	8.2
		R2.7.21	曇	9時45分	25.7	21.4	異常なし	淡い黄緑色	無臭	> 100	7.8
		R2.9.15	晴	9時15分	25.5	20.0	異常なし	淡い黄緑色	薄い川藻臭	> 100	7.7
	下流	R2.11.17	晴	9時45分	19.6	15.8	異常なし	淡い黄緑色	薄い川藻臭	> 100	7.7
		R3.1.19	晴	9時35分	7.4	10.9	異常なし	淡い黄緑色	薄い川藻臭	> 100	7.8
		R3.3.2	曇	9時40分	16.4	15.7	異常なし	淡い黄緑色	薄い川藻臭	> 100	8.0
		最大値			29.2	21.5				> 100	8.2
		最小値			7.4	10.9				> 100	7.7
		平均値			20.6	17.6				> 100	7.9
河川 B ～ 水域 類型	上流	R2.5.26	曇	10時20分	28.5	20.0	異常なし	淡い黄緑色	薄い川藻臭	> 100	8.1
		R2.7.21	曇	10時10分	27.7	21.2	異常なし	淡い黄緑色	薄い川藻臭	> 100	8.0
		R2.9.15	晴	9時40分	27.2	21.4	異常なし	淡い黄緑色	薄い川藻臭	> 100	7.8
		R2.11.17	晴	10時10分	19.6	16.6	異常なし	淡い黄緑色	薄い川藻臭	> 100	7.9
		R3.1.19	晴	9時50分	12.0	11.4	異常なし	淡い黄緑色	薄い川藻臭	> 100	8.0
		R3.3.2	曇	10時10分	16.5	16.0	異常なし	淡い黄緑色	薄い川藻臭	> 100	8.1
	中流	最大値			28.5	21.4				> 100	8.1
		最小値			12.0	11.4				> 100	7.8
		平均値			21.9	17.8				> 100	8.0

B O D	D O	S S	大 群 腸 數 菌	C O D	抽 出 物 質 n シ キ サ ン	界 面 イ 活 才 性 剤 ン	全 燐	燐 酸 態 燐	備 考
mg/L	mg/L	mg/L	MPN/100mL	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	
1.8	9.4	3	$4.9 \times 10^3$	3.0	< 0.5	< 0.03	0.094	0.077	
3.9	9.5	3	$4.9 \times 10^3$	2.1	< 0.5	< 0.03	0.14	0.14	
0.6	9.8	1	$3.3 \times 10^4$	2.4	< 0.5	< 0.03	0.080	0.058	
0.9	12.8	2	$1.7 \times 10^3$	1.8	< 0.5	< 0.03	0.063	0.052	
0.7	13.6	1	$2.3 \times 10^2$	1.7	< 0.5	< 0.03	0.093	0.092	
1.3	15.3	1	$4.9 \times 10^2$	2.3	< 0.5	< 0.03	0.027	0.016	
3.9	15.3	3	$3.3 \times 10^4$	3.0	< 0.5	< 0.03	0.14	0.14	
0.6	9.4	1	$2.3 \times 10^2$	1.7	< 0.5	< 0.03	0.027	0.016	
1.5	11.7	2	$7.6 \times 10^3$	2.2	< 0.5	< 0.03	0.083	0.073	
2.1	10.0	5	$3.3 \times 10^3$	3.5	< 0.5	< 0.03	0.076	0.040	
7.5	11.1	6	$3.3 \times 10^3$	2.8	0.5	< 0.03	0.097	0.064	
1.0	9.7	8	$7.9 \times 10^3$	2.5	< 0.5	< 0.03	0.070	0.043	
1.0	14.7	1	$1.3 \times 10^3$	2.0	< 0.5	< 0.03	0.13	0.12	
0.7	18.0	1	$1.7 \times 10^2$	2.1	< 0.5	< 0.03	0.25	0.25	
1.6	19.0	1	$7.9 \times 10$	2.6	< 0.5	< 0.03	0.098	0.087	
7.5	19.0	8	$7.9 \times 10^3$	3.5	0.5	< 0.03	0.25	0.25	
0.7	9.7	1	$7.9 \times 10$	2.0	< 0.5	< 0.03	0.070	0.04	
2.3	13.8	4	$2.7 \times 10^3$	2.6	0.5	< 0.03	0.12	0.10	
2.9	10.8	4	$1.3 \times 10^3$	2.8	< 0.5	< 0.03	0.068	0.036	
10.0	13.6	10	$1.7 \times 10^3$	3.1	< 0.5	< 0.03	0.064	0.027	
1.2	11.8	5	$1.3 \times 10^4$	2.4	< 0.5	< 0.03	0.069	0.049	
4.8	17.1	5	$7.9 \times 10^2$	2.9	< 0.5	< 0.03	0.52	0.50	
0.8	12.4	2	$4.9 \times 10$	2.6	< 0.5	< 0.03	0.29	0.28	
0.4	16.5	3	$2.0 \times 10^0$	3.5	< 0.5	< 0.03	0.30	0.27	
10.0	17.1	10	$1.3 \times 10^4$	3.5	< 0.5	< 0.03	0.52	0.50	
0.4	10.8	2	$2.0 \times 10^0$	2.4	< 0.5	< 0.03	0.064	0.027	
3.4	13.7	5	$2.9 \times 10^3$	2.9	< 0.5	< 0.03	0.22	0.19	
3.0	10.7	1	$3.3 \times 10^6$	6.3	< 0.5	0.03	0.65	0.53	
3.7	8.4	< 1	$3.3 \times 10^4$	3.8	< 0.5	< 0.03	0.24	0.22	
1.7	8.1	1	$3.3 \times 10^4$	3.3	< 0.5	0.05	0.27	0.27	
3.3	8.9	5	$3.3 \times 10^3$	3.4	< 0.5	< 0.03	0.71	0.66	
1.5	7.1	2	$3.3 \times 10^3$	1.8	< 0.5	< 0.03	0.81	0.78	
5.2	9.5	4	$3.3 \times 10^3$	6.3	0.9	< 0.03	1.3	1.2	
5.2	10.7	5	$3.3 \times 10^6$	6.3	0.9	0.05	1.3	1.2	
1.5	7.1	< 1	$3.3 \times 10^3$	1.8	< 0.5	< 0.03	0.24	0.22	
3.1	8.8	2	$5.7 \times 10^5$	4.2	0.6	0.03	0.66	0.61	
1.6	14.9	1	$4.9 \times 10^3$	2.4	< 0.5	< 0.03	0.10	0.073	
3.7	9.2	1	$1.3 \times 10^3$	1.2	< 0.5	< 0.03	0.068	0.053	
0.7	10.7	1	$7.9 \times 10^3$	1.5	< 0.5	< 0.03	0.065	0.055	
2.2	12.5	2	$1.3 \times 10^3$	1.2	< 0.5	< 0.03	0.096	0.081	
1.3	12.2	3	$3.3 \times 10^3$	2.1	< 0.5	0.03	0.12	0.12	
1.8	12.8	5	$4.9 \times 10^3$	2.8	< 0.5	0.03	0.15	0.12	
3.7	14.9	5	$7.9 \times 10^3$	2.8	< 0.5	0.03	0.15	0.12	
0.7	9.2	1	$1.3 \times 10^3$	1.2	< 0.5	< 0.03	0.065	0.053	
1.9	12.1	2	$4.0 \times 10^3$	1.9	< 0.5	0.03	0.10	0.084	
1.7	10.6	1	$7.9 \times 10^2$	2.1	< 0.5	< 0.03	0.045	0.029	
6.5	9.2	1	$1.3 \times 10^4$	1.2	< 0.5	< 0.03	0.038	0.027	
0.7	10.2	1	$7.9 \times 10^3$	1.4	< 0.5	< 0.03	0.042	0.035	
1.1	11.5	2	$7.9 \times 10^2$	1.4	< 0.5	< 0.03	0.054	0.046	
1.0	11.1	2	$4.9 \times 10^2$	1.2	< 0.5	< 0.03	0.058	0.054	
4.8	12.4	3	$4.9 \times 10^2$	1.7	< 0.5	< 0.03	0.053	0.036	
6.5	12.4	3	$1.3 \times 10^4$	2.1	< 0.5	< 0.03	0.058	0.054	
0.7	9.2	1	$4.9 \times 10^2$	1.2	< 0.5	< 0.03	0.038	0.027	
2.6	10.8	2	$4.0 \times 10^3$	1.5	< 0.5	< 0.03	0.048	0.038	

令和2年度 鳩川環境水質調査結果表(表2-2-1)

観測項目	調査項目	環境基準	鳩川 (A類型) 下流	
			令和2年9月15日	令和3年3月2日
観測項目	天候	—	晴れ	曇り
	前日の天候	—	曇り	晴れ
	採水時刻	—	11時05分	11時30分
	気温 (°C)	—	28.8	18.1
	水温 (°C)	—	25.4	17.5
	外観	—	微濁	異常なし
	色相	—	やや黄緑色	淡黄緑色
	臭気	—	薄い川藻臭	薄い川藻臭
	透視度 (cm)	—	70	>100
人の健康の保護に関する項目	カドミウム	0.003 mg/L以下	< 0.0003	< 0.0003
	全シアン	検出されないこと	不検出	不検出
	鉛	0.01 mg/L以下	< 0.0005	< 0.0005
	六価クロム	0.05 mg/L以下	< 0.02	< 0.02
	砒素	0.01 mg/L以下	< 0.005	< 0.005
	総水銀	0.0005 mg/L以下	< 0.0005	< 0.0005
	アルキル水銀	検出されないこと	不検出	不検出
	P C B	検出されないこと	不検出	不検出
	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	< 0.0001	< 0.0001
	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	< 0.0001	< 0.0001
	1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	< 0.0001	< 0.0001
	1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	< 0.0001	< 0.0001
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	< 0.0001	< 0.0001
	1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	< 0.0001	< 0.0001
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	< 0.0001	< 0.0001
	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	< 0.0001	< 0.0001
	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	< 0.0001	< 0.0001
	1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	< 0.0002	< 0.0002
	チウラム	0.006 mg/L以下	< 0.0005	< 0.0005
	シマジン	0.003 mg/L以下	< 0.0003	< 0.0003
	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	< 0.0003	< 0.0003
	ベンゼン	0.01 mg/L以下	< 0.0001	< 0.0001
	セレン	0.01 mg/L以下	< 0.002	< 0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	1.6	5.7
	ふつ素	0.8 mg/L以下	< 0.08	0.16
	ほう素	1 mg/L以下	< 0.02	0.02
	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	< 0.005	< 0.005
関生する活る環境項目に	(水生生物に係る水域類型 )	生物B類型		
	亜鉛	0.03 mg/L以下	0.0035	0.0031
	ノニルフェノール	0.002 mg/L以下	< 0.00006	< 0.00006
	直鎖アルキルベンゼンズルホン酸及びその塩	0.05 mg/L以下	0.0083	0.0037
その他項目	フェノール類	—	< 0.005	< 0.005
	総クロム	—	< 0.02	< 0.02
	銅	—	0.0019	0.0023
	ニッケル	—	< 0.001	< 0.001
	溶解性鉄	—	0.03	< 0.02
	溶解性マンガン	—	< 0.01	< 0.01

令和2年度 目久尻川環境水質調査結果表(表2-2-2)

調査項目		環境基準	目久尻川 (B類型) 下流	
			令和2年9月15日	令和3年3月2日
観測項目	天候	—	晴れ	曇り
	前日の天候	—	曇	晴れ
	採水時刻	—	9時40分	10時10分
	気温 (°C)	—	27.2	16.5
	水温 (°C)	—	21.4	16.0
	外観	—	異常なし	異常なし
	色相	—	淡い黄緑色	淡い黄緑色
	臭気	—	薄い川藻臭	薄い川藻臭
	透視度 (cm)	—	>100	>100
	カドミウム	0.003 mg/L以下	< 0.0003	< 0.0003
人の健康の保護に関する項目	全シアン	検出されないこと	不検出	不検出
	鉛	0.01 mg/L以下	< 0.0005	< 0.0005
	六価クロム	0.05 mg/L以下	< 0.02	< 0.02
	砒素	0.01 mg/L以下	< 0.005	< 0.005
	総水銀	0.0005 mg/L以下	< 0.0005	< 0.0005
	アルキル水銀	検出されないこと	不検出	不検出
	P C B	検出されないこと	不検出	不検出
	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	< 0.0001	< 0.0001
	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	< 0.0001	< 0.0001
	1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	< 0.0001	< 0.0001
	1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	< 0.0001	< 0.0001
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	0.0002	0.0001
	1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	< 0.0001	< 0.0001
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	< 0.0001	< 0.0001
	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	0.0001	0.0001
	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	0.0004	0.0003
	1, 3-ジクロロプロパン	0.002 mg/L以下	< 0.0002	< 0.0002
	チウラム	0.006 mg/L以下	< 0.0005	< 0.0005
	シマジン	0.003 mg/L以下	< 0.0003	< 0.0003
	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	< 0.0003	< 0.0003
	ベンゼン	0.01 mg/L以下	< 0.0001	< 0.0001
	セレン	0.01 mg/L以下	< 0.002	< 0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	4.9	5.4
	ふつ素	0.8 mg/L以下	< 0.08	< 0.08
	ほう素	1 mg/L以下	< 0.02	< 0.02
	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	< 0.005	< 0.005
関生する活る環境項目に	( 水生生物に係る水域類型 )	生物B類型		
	亜鉛	0.03 mg/L以下	0.0070	0.0026
	ノニルフェノール	0.002 mg/L以下	< 0.00006	< 0.00006
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	0.05 mg/L以下	0.0023	0.0046
その他の項目	フェノール類	—	< 0.005	< 0.005
	総クロム	—	< 0.02	< 0.02
	銅	—	0.0010	0.0005
	ニッケル	—	< 0.001	< 0.001
	溶解性鉄	—	< 0.02	< 0.02
	溶解性マンガン	—	< 0.01	< 0.01

鳩川の水質調査結果の経年変化(表2-3)

調査 地 点	調査項目 〔環境基準〕	p H [6.5~8.5]		B O D [2以下]		D O [7.5以上]		S S [25以下]		大腸菌群数 [1,000以下]	
		年 度	単位	m g / L	m g / L	m g / L	m g / L	M P N / 100mL			
上流	平成 12	7.7	(100.0)	2.1	(50.0)	9.4	(100.0)	1	(100.0)	$8.3 \times 10^4$	(0.0)
	13	8.0	(100.0)	1.2	(100.0)	10	(100.0)	4	(100.0)	$5.6 \times 10^4$	(0.0)
	14	8.1	(100.0)	1.3	(100.0)	10	(100.0)	6	(100.0)	$8.3 \times 10^4$	(0.0)
	15	8.0	(100.0)	1.2	(100.0)	9.6	(100.0)	5	(100.0)	$4.7 \times 10^3$	(0.0)
	16	7.8	(100.0)	2.1	(50.0)	9.8	(100.0)	13	(100.0)	$1.9 \times 10^4$	(16.7)
	17	8.2	(100.0)	1.4	(100.0)	10	(100.0)	6	(100.0)	$8.5 \times 10^3$	(0.0)
	18	7.9	(100.0)	1.3	(83.3)	10	(100.0)	4	(100.0)	$5.3 \times 10^4$	(0.0)
	19	7.8	(100.0)	0.7	(100.0)	10	(100.0)	6	(100.0)	$3.0 \times 10^4$	(16.7)
	20	8.3	(100.0)	0.7	(100.0)	10	(100.0)	8	(100.0)	$4.3 \times 10^4$	(0.0)
	21	8.3	(83.3)	1.0	(100.0)	9.9	(100.0)	3	(100.0)	$4.8 \times 10^2$	(83.3)
	22	8.2	(83.3)	0.9	(100.0)	9.7	(100.0)	4	(100.0)	$7.2 \times 10^4$	(0.0)
	23	8.2	(83.3)	0.9	(100.0)	10	(100.0)	15	(100.0)	$1.3 \times 10^4$	(0.0)
	24	8.2	(100.0)	0.8	(100.0)	10	(100.0)	6	(100.0)	$3.5 \times 10^3$	(0.0)
	25	8.2	(83.3)	1.1	(100.0)	10.7	(100.0)	38	(83.3)	$1.7 \times 10^4$	(0.0)
	26	7.7	(100.0)	1.2	(100.0)	10.7	(100.0)	4	(100.0)	$3.7 \times 10^4$	(0.0)
	27	7.6	(100.0)	1.1	(100.0)	10.8	(100.0)	7	(100.0)	$2.9 \times 10^4$	(0.0)
	28	8.3	(100.0)	1.6	(83.3)	10.8	(100.0)	3	(100.0)	$3.4 \times 10^3$	(0.0)
	29	8.2	(83.3)	0.6	(100.0)	10.2	(100.0)	7	(100.0)	$5.9 \times 10^4$	(0.0)
	30	8.4	(83.3)	1.0	(100.0)	10.6	(100.0)	8	(83.3)	$1.0 \times 10^4$	(0.0)
	令和 元	8.2	(83.3)	1.2	(100.0)	10.7	(100.0)	3	(100.0)	$5.1 \times 10^4$	(0.0)
	2	8.4	(83.3)	1.5	(83.3)	11.7	(100.0)	2	(100.0)	$7.6 \times 10^3$	(33.3)
中流	平成 12	7.7	(100.0)	2.2	(50.0)	10	(100.0)	2	(100.0)	$2.9 \times 10^4$	(0.0)
	13	8.1	(100.0)	1.4	(75.0)	10	(100.0)	5	(100.0)	$4.6 \times 10^4$	(0.0)
	14	8.1	(100.0)	1.6	(75.0)	11	(100.0)	14	(100.0)	$2.8 \times 10^4$	(0.0)
	15	8.2	(83.3)	1.1	(100.0)	9.7	(100.0)	4	(100.0)	$8.7 \times 10^3$	(0.0)
	16	7.8	(100.0)	2.8	(50.0)	10	(100.0)	11	(100.0)	$3.6 \times 10^4$	(0.0)
	17	8.3	(83.3)	1.5	(100.0)	10	(100.0)	4	(100.0)	$4.6 \times 10^3$	(0.0)
	18	8.0	(100.0)	1.3	(83.3)	10	(100.0)	4	(100.0)	$1.0 \times 10^5$	(0.0)
	19	8.2	(83.3)	0.8	(100.0)	11	(100.0)	5	(100.0)	$1.6 \times 10^4$	(16.7)
	20	8.4	(83.3)	0.9	(100.0)	11	(100.0)	8	(100.0)	$2.1 \times 10^4$	(0.0)
	21	8.4	(83.3)	1.0	(100.0)	10	(100.0)	4	(100.0)	$1.5 \times 10^3$	(83.3)
	22	8.4	(83.3)	0.9	(100.0)	9.7	(100.0)	5	(100.0)	$5.0 \times 10^4$	(0.0)
	23	8.3	(83.3)	1.3	(83.3)	11	(100.0)	26	(83.3)	$4.5 \times 10^4$	(0.0)
	24	8.4	(83.3)	1.0	(100.0)	11	(100.0)	7	(100.0)	$3.0 \times 10^3$	(0.0)
	25	8.5	(83.3)	1.1	(100.0)	12.1	(100.0)	4	(100.0)	$1.2 \times 10^4$	(0.0)
	26	7.9	(83.3)	1.4	(83.3)	12.0	(100.0)	4	(100.0)	$2.2 \times 10^4$	(0.0)
	27	7.9	(100.0)	1.4	(83.3)	12.1	(100.0)	9	(100.0)	$1.8 \times 10^4$	(0.0)
	28	8.5	(66.7)	1.9	(66.7)	11.9	(100.0)	2	(100.0)	$2.7 \times 10^3$	(0.0)
	29	8.4	(66.6)	0.7	(100.0)	10.6	(100.0)	7	(100.0)	$2.0 \times 10^4$	(0.0)
	30	8.5	(83.3)	1.0	(100.0)	11.3	(100.0)	6	(83.3)	$1.4 \times 10^4$	(0.0)
	令和 元	8.5	(66.7)	1.0	(100.0)	12.5	(100.0)	5	(100.0)	$3.7 \times 10^4$	(0.0)
	2	8.7	(50.0)	2.3	(66.7)	13.8	(100.0)	4	(100.0)	$2.7 \times 10^3$	(33.3)
下流	平成 12	7.8	(100.0)	1.7	(75.0)	11	(100.0)	2	(100.0)	$3.3 \times 10^4$	(0.0)
	13	8.1	(100.0)	1.4	(100.0)	11	(100.0)	6	(100.0)	$3.3 \times 10^4$	(0.0)
	14	8.4	(75.0)	1.6	(75.0)	12	(100.0)	6	(100.0)	$5.4 \times 10^4$	(0.0)
	15	8.3	(83.3)	1.1	(100.0)	9.6	(100.0)	4	(100.0)	$6.7 \times 10^3$	(0.0)
	16	8.0	(100.0)	1.7	(83.3)	10	(100.0)	8	(100.0)	$1.6 \times 10^4$	(0.0)
	17	8.3	(83.3)	1.7	(83.3)	11	(100.0)	3	(100.0)	$7.8 \times 10^3$	(16.6)
	18	8.2	(83.3)	2.5	(50.0)	11	(100.0)	3	(100.0)	$2.8 \times 10^5$	(16.6)
	19	8.7	(33.3)	1.0	(100.0)	14	(100.0)	5	(100.0)	$1.2 \times 10^4$	(16.7)
	20	8.6	(50.0)	0.9	(100.0)	13	(100.0)	6	(100.0)	$1.2 \times 10^4$	(0.0)
	21	8.6	(66.7)	1.1	(100.0)	11	(100.0)	3	(100.0)	$7.3 \times 10^3$	(83.3)
	22	8.8	(16.7)	1.2	(100.0)	12	(100.0)	6	(100.0)	$3.4 \times 10^4$	(0.0)
	23	8.9	(33.3)	1.9	(50.0)	14	(100.0)	25	(83.3)	$1.2 \times 10^4$	(33.3)
	24	8.8	(33.3)	1.2	(100.0)	13	(100.0)	5	(100.0)	$3.5 \times 10^3$	(0.0)
	25	8.7	(33.3)	1.2	(100.0)	13.1	(100.0)	6	(100.0)	$1.7 \times 10^4$	(16.6)
	26	8.1	(83.3)	1.7	(83.3)	13.3	(100.0)	6	(100.0)	$1.4 \times 10^4$	(0.0)
	27	8.3	(83.3)	1.7	(83.3)	14.6	(100.0)	10	(100.0)	$6.6 \times 10^4$	(16.6)
	28	8.8	(16.7)	2.6	(33.3)	13.1	(100.0)	2	(100.0)	$2.7 \times 10^3$	(40.0)
	29	8.7	(33.3)	0.7	(100.0)	12.9	(100.0)	5	(100.0)	$2.3 \times 10^4$	(33.3)
	30	8.5	(66.7)	1.2	(83.3)	11.8	(100.0)	4	(100.0)	$1.6 \times 10^4$	(16.7)
	令和 元	8.8	(50.0)	1.3	(100.0)	14.7	(100.0)	5	(100.0)	$3.3 \times 10^4$	(0.0)
	2	8.9	(16.7)	3.4	(50.0)	13.7	(100.0)	5	(100.0)	$2.9 \times 10^3$	(50.0)

( ) 内の数値は、当該年度に行った調査回数のうち、環境基準内だった回数の割合(単位:パーセント)

COD	n - ヘキサン 抽出物質	陰イオン 界面活性剤	全燐	phosphate 灑	全窒素
mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
3.9	< 0.5	0.03	0.41	0.39	—
3.2	< 0.5	< 0.03	0.23	0.21	—
2.8	< 0.5	0.04	0.22	0.19	—
2.0	0.5	0.06	0.15	0.14	—
3.3	0.5	0.03	0.18	0.13	—
2.8	< 0.5	0.03	0.11	0.09	—
2.6	0.5	0.04	0.18	0.09	—
2.1	< 0.5	< 0.03	0.08	0.07	—
2.3	< 0.5	< 0.03	0.09	0.06	—
2.5	< 0.5	< 0.03	0.07	0.06	—
2.7	< 0.5	< 0.03	0.11	0.08	—
2.9	< 0.5	< 0.03	0.13	0.09	—
1.8	< 0.5	< 0.03	0.09	0.07	—
4.6	< 0.5	< 0.03	0.20	0.11	—
2.1	< 0.5	< 0.03	0.10	0.09	—
3.0	< 0.5	0.03	0.10	0.079	—
2.7	< 0.5	< 0.03	0.089	0.063	—
2.6	< 0.5	< 0.03	0.076	0.055	—
2.8	< 0.5	< 0.03	0.084	0.058	—
2.2	< 0.5	< 0.03	0.11	0.093	—
2.2	< 0.5	< 0.03	0.083	0.073	—
3.2	< 0.5	0.07	0.35	0.31	—
3.1	< 0.5	0.03	0.22	0.19	—
3.2	< 0.5	< 0.03	0.21	0.17	—
1.9	< 0.5	0.03	0.15	0.12	—
3.2	1.0	0.03	0.15	0.10	—
2.6	< 0.5	0.03	0.12	0.10	—
2.5	< 0.5	0.03	0.18	0.06	—
2.2	< 0.5	< 0.03	0.11	0.09	—
2.4	< 0.5	0.03	0.12	0.09	—
1.8	< 0.5	< 0.03	0.09	0.07	—
2.8	< 0.5	< 0.03	0.16	0.13	—
3.6	< 0.5	< 0.03	0.15	0.09	—
2.0	< 0.5	< 0.03	0.10	0.08	—
2.7	< 0.5	< 0.03	0.18	0.11	—
2.5	< 0.5	< 0.03	0.18	0.16	—
3.1	< 0.5	0.03	0.11	0.083	—
3.2	< 0.5	< 0.03	0.10	0.075	—
2.9	< 0.5	< 0.03	0.09	0.061	—
2.5	< 0.5	< 0.03	0.08	0.057	—
2.3	< 0.5	0.03	0.084	0.066	—
2.6	0.5	< 0.03	0.12	0.10	—
3.3	0.5	0.04	0.38	0.36	—
3.6	< 0.5	< 0.03	0.24	0.21	—
2.8	< 0.5	0.03	0.22	0.19	—
2.1	< 0.5	0.04	0.23	0.20	—
2.7	0.6	< 0.03	0.14	0.10	—
2.6	< 0.5	0.03	0.10	0.08	—
3.4	< 0.5	0.03	0.14	0.05	—
2.6	< 0.5	< 0.03	0.10	0.08	—
2.5	< 0.5	0.03	0.13	0.11	—
2.1	< 0.5	< 0.03	0.07	0.06	—
3.1	< 0.5	< 0.03	0.13	0.11	—
3.8	< 0.5	0.03	0.15	0.10	—
2.0	< 0.5	< 0.03	0.11	0.09	—
2.9	< 0.5	< 0.03	0.23	0.19	—
2.8	< 0.5	0.03	0.11	0.08	—
4.0	< 0.5	0.04	0.14	0.10	—
3.7	< 0.5	< 0.03	0.10	0.076	—
2.5	< 0.5	< 0.03	0.08	0.058	—
2.8	< 0.5	< 0.03	0.13	0.087	—
2.6	< 0.5	< 0.03	0.097	0.081	—
2.9	< 0.5	< 0.03	0.22	0.19	—

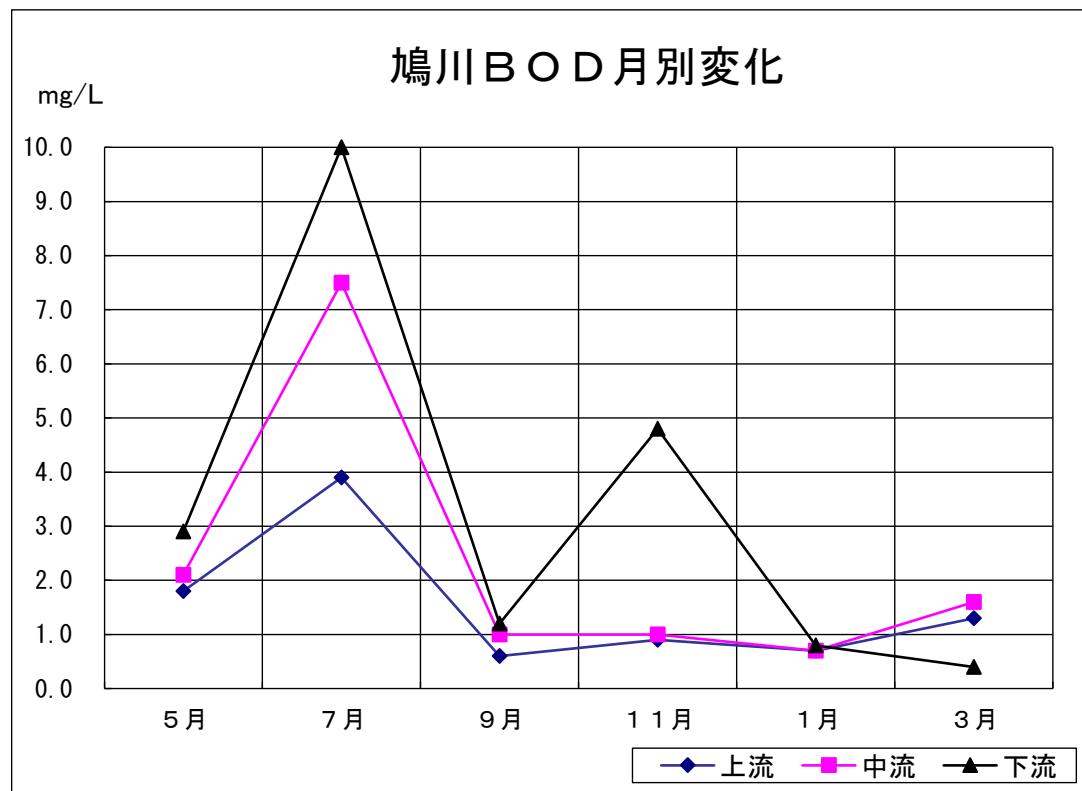
目久尻川の水質調査結果の経年変化(表2-4)

調査 地 点	調査項目 〔環境基準※〕	p H [6.5~8.5] [6.5~8.5]	B O D [3以下] [5以下]	D O [5以上] [5以上]	S S [25以下] [50以下]	大腸菌群数 [5,000以下] [—]
		年 度	m g / L	m g / L	m g / L	M P N / 100mL
上流	平成 12	7.4 (100.0)	24 (0.0)	0.3 (0.0)	9 (100.0)	
	13	7.5 (100.0)	20 (0.0)	1.6 (0.0)	12 (100.0)	
	14	7.5 (100.0)	24 (0.0)	2.3 (0.0)	10 (100.0)	
	15	7.4 (100.0)	20 (0.0)	1.2 (0.0)	9 (100.0)	
	16	7.4 (100.0)	24 (0.0)	2.3 (16.7)	8 (100.0)	
	17	7.5 (100.0)	18 (0.0)	4.7 (16.7)	8 (100.0)	
	18	7.6 (83.3)	10 (16.6)	2.3 (16.7)	29 (83.3)	
	19	7.6 (100.0)	13 (0.0)	3.9 (50.0)	5 (100.0)	
	20	7.3 (100.0)	8.6 (0.0)	5.3 (83.3)	4 (100.0)	
	21	7.2 (100.0)	5.8 (50.0)	5.1 (50.0)	3 (100.0)	
	22	7.3 (100.0)	6.0 (33.3)	4.7 (33.3)	5 (100.0)	
	23	7.4 (100.0)	6.3 (16.7)	6.0 (100.0)	27 (83.3)	$1.7 \times 10^5$ (0.0)
	24	7.3 (100.0)	2.7 (66.7)	7.0 (100.0)	2 (100.0)	$1.8 \times 10^4$ (16.7)
	25	7.3 (100.0)	5.5 (33.3)	6.2 (66.7)	13 (83.3)	$3.3 \times 10^5$ (0.0)
	26	7.3 (100.0)	4.8 (33.3)	7.6 (100.0)	4 (100.0)	$1.5 \times 10^5$ (0.0)
	27	7.4 (100.0)	3.2 (66.6)	7.6 (100.0)	3 (100.0)	$1.2 \times 10^5$ (16.6)
	28	7.4 (100.0)	2.7 (66.6)	8.0 (100.0)	1 (100.0)	$1.9 \times 10^4$ (16.6)
	29	7.8 (100.0)	3.8 (66.6)	8.6 (100.0)	9 (100.0)	$1.9 \times 10^5$ (0.0)
	30	7.4 (100.0)	3.7 (33.3)	8.1 (100.0)	2 (100.0)	$7.2 \times 10^5$ (0.0)
	令和 元	7.5 (100.0)	2.0 (83.3)	8.9 (100.0)	2 (100.0)	$1.2 \times 10^5$ (0.0)
	2	7.5 (100.0)	3.1 (50.0)	8.8 (100.0)	2 (100.0)	$5.7 \times 10^5$ (50.0)
中流	平成 12	7.4 (100.0)	19 (0.0)	2.8 (0.0)	12 (100.0)	
	13	7.4 (100.0)	12 (0.0)	5.6 (50.0)	14 (100.0)	
	14	7.5 (100.0)	8.5 (0.0)	6.7 (75.0)	8 (100.0)	
	15	7.3 (100.0)	6.8 (50.0)	6.0 (100.0)	13 (100.0)	
	16	7.4 (100.0)	8.6 (16.7)	6.9 (83.3)	6 (100.0)	
	17	7.4 (100.0)	5.1 (50.0)	7.5 (100.0)	5 (100.0)	
	18	7.3 (100.0)	7.3 (33.3)	7.1 (83.3)	11 (100.0)	
	19	7.5 (100.0)	6.1 (50.0)	8.0 (100.0)	4 (100.0)	
	20	7.3 (100.0)	3.7 (83.3)	8.3 (100.0)	3 (100.0)	
	21	7.4 (100.0)	1.6 (100.0)	9.1 (100.0)	2 (100.0)	
	22	7.4 (100.0)	2.1 (100.0)	9.0 (100.0)	4 (100.0)	
	23	7.6 (100.0)	1.9 (100.0)	9.6 (100.0)	3 (100.0)	$5.5 \times 10^4$ (0.0)
	24	7.5 (100.0)	1.6 (100.0)	10.2 (100.0)	2 (100.0)	$1.5 \times 10^4$ (0.0)
	25	7.6 (100.0)	2.4 (83.3)	11.5 (100.0)	10 (83.3)	$1.8 \times 10^5$ (0.0)
	26	7.4 (100.0)	1.8 (100.0)	10.7 (100.0)	3 (100.0)	$3.3 \times 10^5$ (0.0)
	27	7.5 (100.0)	1.7 (100.0)	10.7 (100.0)	2 (100.0)	$7.1 \times 10^4$ (0.0)
	28	7.5 (100.0)	1.6 (100.0)	10.4 (100.0)	1 (100.0)	$2.0 \times 10^4$ (16.6)
	29	7.9 (83.3)	1.3 (83.3)	11.1 (100.0)	4 (100.0)	$5.6 \times 10^4$ (16.6)
	30	7.7 (100.0)	0.8 (100.0)	10.6 (100.0)	2 (100.0)	$2.2 \times 10^4$ (0.0)
	令和 元	7.7 (100.0)	1.4 (100.0)	11.6 (100.0)	3 (100.0)	$1.2 \times 10^5$ (0.0)
	2	7.9 (100.0)	1.9 (83.3)	12.1 (100.0)	2 (100.0)	$4.0 \times 10^3$ (83.3)
下流	平成 12	7.5 (100.0)	4.3 (75.0)	8.8 (100.0)	2 (100.0)	
	13	7.5 (100.0)	3.4 (75.0)	9.6 (100.0)	3 (100.0)	
	14	7.6 (100.0)	3.0 (100.0)	9.4 (100.0)	3 (100.0)	
	15	7.4 (100.0)	2.6 (100.0)	8.4 (100.0)	3 (100.0)	
	16	7.4 (100.0)	4.4 (66.7)	8.6 (83.3)	4 (100.0)	
	17	7.6 (100.0)	1.9 (100.0)	9.5 (100.0)	2 (100.0)	
	18	7.4 (100.0)	3.3 (83.3)	9.0 (100.0)	4 (100.0)	
	19	7.7 (100.0)	2.0 (100.0)	10 (100.0)	2 (100.0)	
	20	7.5 (100.0)	1.1 (100.0)	9.4 (100.0)	1 (100.0)	
	21	7.6 (100.0)	1.0 (100.0)	10 (100.0)	1 (100.0)	
	22	7.7 (100.0)	1.1 (100.0)	9.6 (100.0)	3 (100.0)	
	23	7.8 (100.0)	1.1 (83.3)	10 (100.0)	3 (100.0)	$1.7 \times 10^4$ (40.0)
	24	7.8 (100.0)	0.9 (100.0)	10.5 (100.0)	2 (100.0)	$6.7 \times 10^3$ (50.0)
	25	7.9 (83.3)	1.0 (100.0)	12 (100.0)	7 (100.0)	$2.2 \times 10^4$ (0.0)
	26	7.6 (100.0)	1.1 (100.0)	11.2 (100.0)	3 (100.0)	$2.6 \times 10^4$ (0.0)
	27	7.7 (100.0)	1.2 (100.0)	11.3 (100.0)	3 (100.0)	$2.1 \times 10^4$ (16.6)
	28	7.8 (100.0)	1.7 (100.0)	10.7 (100.0)	2 (100.0)	$8.3 \times 10^3$ (33.3)
	29	8.0 (83.3)	0.6 (100.0)	10.9 (100.0)	2 (100.0)	$1.2 \times 10^4$ (33.3)
	30	7.9 (100.0)	0.4 (100.0)	10.7 (100.0)	< 2 (100.0)	$1.1 \times 10^4$ (33.3)
	令和 元	7.9 (100.0)	0.8 (100.0)	11.1 (100.0)	2 (100.0)	$2.1 \times 10^4$ (0.0)
	2	8.0 (100.0)	2.6 (66.7)	10.8 (100.0)	2 (100.0)	$4.0 \times 10^3$ (66.7)

( ) 内の数値は、当該年度に行った調査回数のうち、環境基準内だった回数の割合 (単位:パーセント)

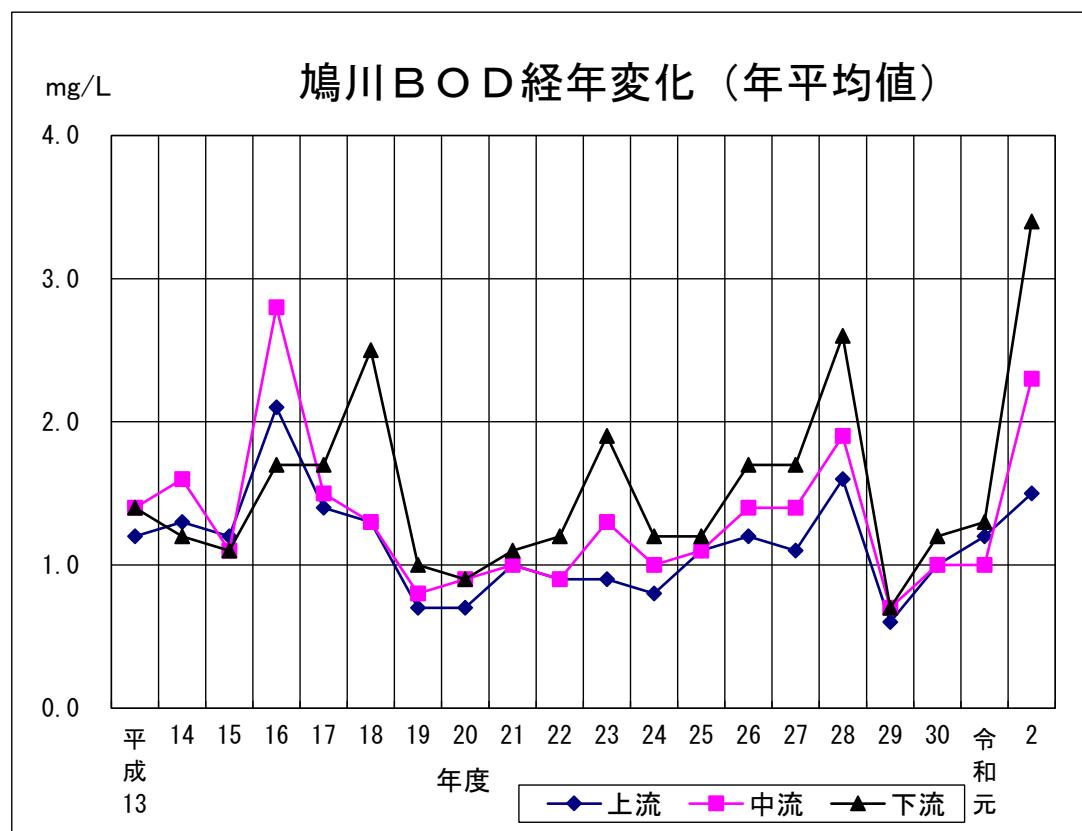
COD	n-ヘキサン 抽出物質	陰イオン 界面活性剤	全燐	燐酸態燐	全窒素
mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
20	3.8	2.6	2.9	2.5	—
22	3.5	1.9	2.1	1.6	—
16	2.1	1.2	1.9	1.3	—
18	2.8	1.4	2.2	1.8	—
17	0.7	0.98	1.5	1.2	—
19	1.2	1.4	1.6	1.2	—
13	1.1	0.73	1.1	0.7	—
13	1.2	0.28	1.6	1.5	—
9.1	0.9	0.31	1.1	0.79	—
6.6	< 0.5	0.03	0.8	0.73	—
9.2	0.9	0.06	0.77	0.66	—
8.5	< 0.5	0.15	0.83	0.70	—
5.1	< 0.5	0.04	0.90	0.81	—
9.6	< 0.5	0.09	1.13	0.99	—
6.0	< 0.5	0.08	0.66	0.58	—
5.4	< 0.5	0.09	0.74	0.67	—
5.2	< 0.5	0.04	0.61	0.56	—
7.6	0.5	0.20	0.81	0.74	—
4.9	< 0.5	< 0.17	0.48	0.38	—
4.4	< 0.5	0.07	0.55	0.51	—
4.2	0.6	0.03	0.66	0.61	—
21	2.4	0.52	2.5	1.9	—
14	2.0	0.65	1.0	0.73	—
8.3	0.7	0.30	0.77	0.62	—
6.7	0.9	0.28	0.65	0.53	—
7.0	0.5	0.11	0.56	0.43	—
7.1	0.6	0.35	0.53	0.43	—
8.9	0.9	0.38	1.2	1.0	—
5.9	0.5	0.06	0.51	0.40	—
4.0	0.6	0.15	0.27	0.20	—
2.5	< 0.5	< 0.03	0.21	0.16	—
3.1	0.5	0.04	0.21	0.18	—
2.5	< 0.5	0.05	0.17	0.14	—
2.1	< 0.5	0.03	0.15	0.13	—
3.8	< 0.5	0.07	0.24	0.16	—
2.1	< 0.5	0.06	0.15	0.12	—
2.5	< 0.5	0.05	0.13	0.11	—
2.3	< 0.5	0.03	0.13	0.14	—
2.7	< 0.5	0.03	0.20	0.14	—
1.8	< 0.5	< 0.04	0.13	0.11	—
2.3	< 0.5	0.05	0.15	0.13	—
1.9	< 0.5	0.03	0.10	0.084	—
4.8	0.6	0.07	0.50	0.46	—
4.2	< 0.5	< 0.03	0.30	0.27	—
3.5	< 0.5	0.06	0.30	0.25	—
2.9	0.6	0.06	0.25	0.20	—
4.5	< 0.5	0.04	0.21	0.16	—
2.7	0.5	0.07	0.36	0.14	—
3.9	0.7	0.17	0.24	0.13	—
2.6	< 0.5	0.04	0.20	0.17	—
1.8	0.5	0.03	0.12	0.09	—
1.7	< 0.5	< 0.03	0.12	0.08	—
2.0	< 0.5	0.03	0.19	0.077	—
1.6	< 0.5	0.03	0.079	0.064	—
2.9	< 0.5	< 0.03	0.068	0.058	—
1.9	< 0.5	0.03	0.078	0.05	—
1.4	< 0.5	< 0.03	0.063	0.046	—
1.8	< 0.5	0.03	0.055	0.041	—
1.8	< 0.5	0.03	0.056	0.044	—
1.7	< 0.5	< 0.03	0.068	0.045	—
1.4	< 0.5	< 0.03	0.063	0.051	—
1.2	< 0.5	< 0.03	0.062	0.051	—
1.5	< 0.5	< 0.03	0.048	0.038	—

令和2年度 鳩川BOD月別変化(図2-2-1)



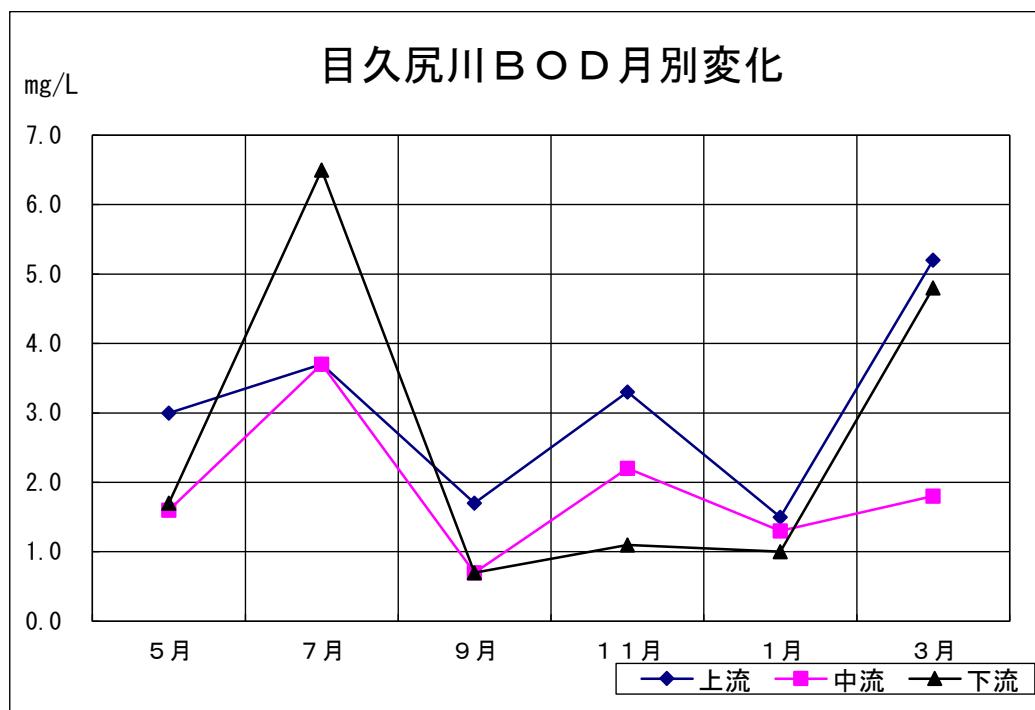
注) 環境基準 : 2mg/L 以下

令和2年度 鳩川BOD経年変化(図2-2-2)



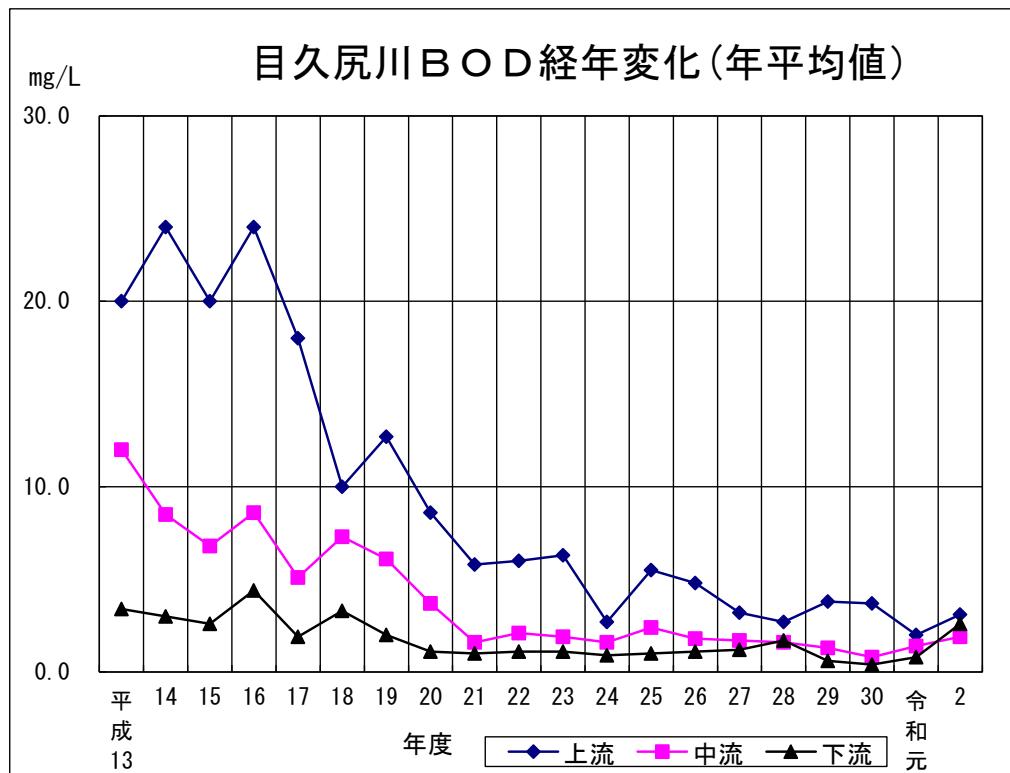
注) 環境基準 : 2mg/L 以下

令和2年度 目久尻川BOD月別変化(図2-3-1)



注) 環境基準 : 3mg/L 以下

令和2年度 目久尻川BOD経年変化(図2-3-2)



注) 環境基準 : 3mg/L 以下(平成 22 年 9 月 24 日以降)

5mg/L 以下(平成 22 年 9 月 24 日より前)

## 2 事業所排水分析調査

水質汚濁の原因の一つである事業所排水を監視するため、調査、確認を実施した。排水の規制は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき放流先河川、事業所の操業開始時期等により規制基準が設定されている。

- 調査・確認日  
令和2年9月9日
- 調査・確認事業所数  
3事業所
- 規制基準超過事業所数  
0事業所

**県生活環境の保全等に関する条例で規定する指定事業所数と基準超過事業所数**

事業所数 (A)	基準超過事業所数 (B)
3	0

### 調査・確認項目の内訳

No.	調査・確認項目	調査・確認事業所数	基準超過事業所数	超過率(%)
1	カドミウム及びその化合物	2	0	0
2	シアン化合物	1	0	0
3	鉛及びその化合物	2	0	0
4	六価クロム化合物	1	0	0
5	ふつ素及びその化合物	1	0	0
6	BOD	3	0	0
7	COD	3	0	0
8	SS	3	0	0
9	pH	3	0	0
10	大腸菌群数	3	0	0
11	n-ヘキサン抽出物質（鉱油類） n-ヘキサン抽出物質（動植物油脂類）	3	0	0
12	フェノール類	2	0	0
13	銅及びその化合物	2	0	0
14	亜鉛及びその化合物	2	0	0
15	鉄及びその化合物（溶解性）	2	0	0
16	マンガン及びその化合物（溶解性）	2	0	0
17	クロム及びその化合物	2	0	0
18	ニッケル及びその化合物	2	0	0

### 業種別調査・確認事業所数と基準超過事業所数

中分類	事業所の業種	調査・確認事業所数	基準超過事業所数
24	金属製品製造業	1	0
31	輸送用機械器具製造業	1	0
81	学校教育	1	0
合 計		3	0
注1) 日本標準産業分類の中分類をもとに調査・確認事業所の業種分類を行なった。			



### **III 騒音・振動の状況**



### **Ⅲ 騒音・振動の状況**

#### **○概要**

騒音、振動は、市民の日常生活に關係が深く、発生源は工場、建設現場、ボイラー、音響機器、人声等、極めて多岐にわたるため、総合的な防止対策を進める必要がある。

市では、騒音規制法、振動規制法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、生活環境の保全に努めている。

詳細については、次頁以降に掲載。

## 1 環境騒音調査

### (1) 騒音に係る環境基準

環境基本法第16条第1項の規定に基づく、騒音に係る環境上の条件について、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準が定められている。

#### ① 環境基準(一般地域)

地域の類型	時間の区分	
	昼間	夜間
A A 地域	50デシベル以下	40デシベル以下
A 地域	55デシベル以下	45デシベル以下
B 地域		
C 地域	60デシベル以下	50デシベル以下

#### ② 環境基準(道路に面する地域)

道路に面する地域は、上表によらず次表に掲げる基準とする。

地域の類型	時間の区分	
	昼間	夜間
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

注1) 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帶状の車線部分をいう。

注2) この基準は、幹線交通を担う道路に近接する空間を除く。

#### ③ 環境基準(幹線交通を担う道路に近接する空間)

幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表に掲げる基準とする。

昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下

注) 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の市町村道等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下の車線数の区分に応じる道路端からの距離によりその範囲を特定する。

- ・ 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 ..... 15m
- ・ 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 ..... 20m

**④ 地域の類型の内訳(環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型を当てる  
める地域として市長が指定する地域)**

地域の類型	該当地域
A A	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など 特に静穏を要する地域
A	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 田園住居地域
B	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、その他の地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

**⑤ 時間の区分**

区分	時間帯
昼間	午前6時～午後10時
夜間	午後10時～午前6時

## (2) 環境騒音実態調査結果

### ○ 調査期間

令和2年11月26日～令和3年3月2日までのうち4日間

### ○ 調査地点

相模が丘プール、栗原プール、新田宿・四ツ谷コミュニティセンター、  
座間市民球場（図3-1参照）

### ○ 調査方法

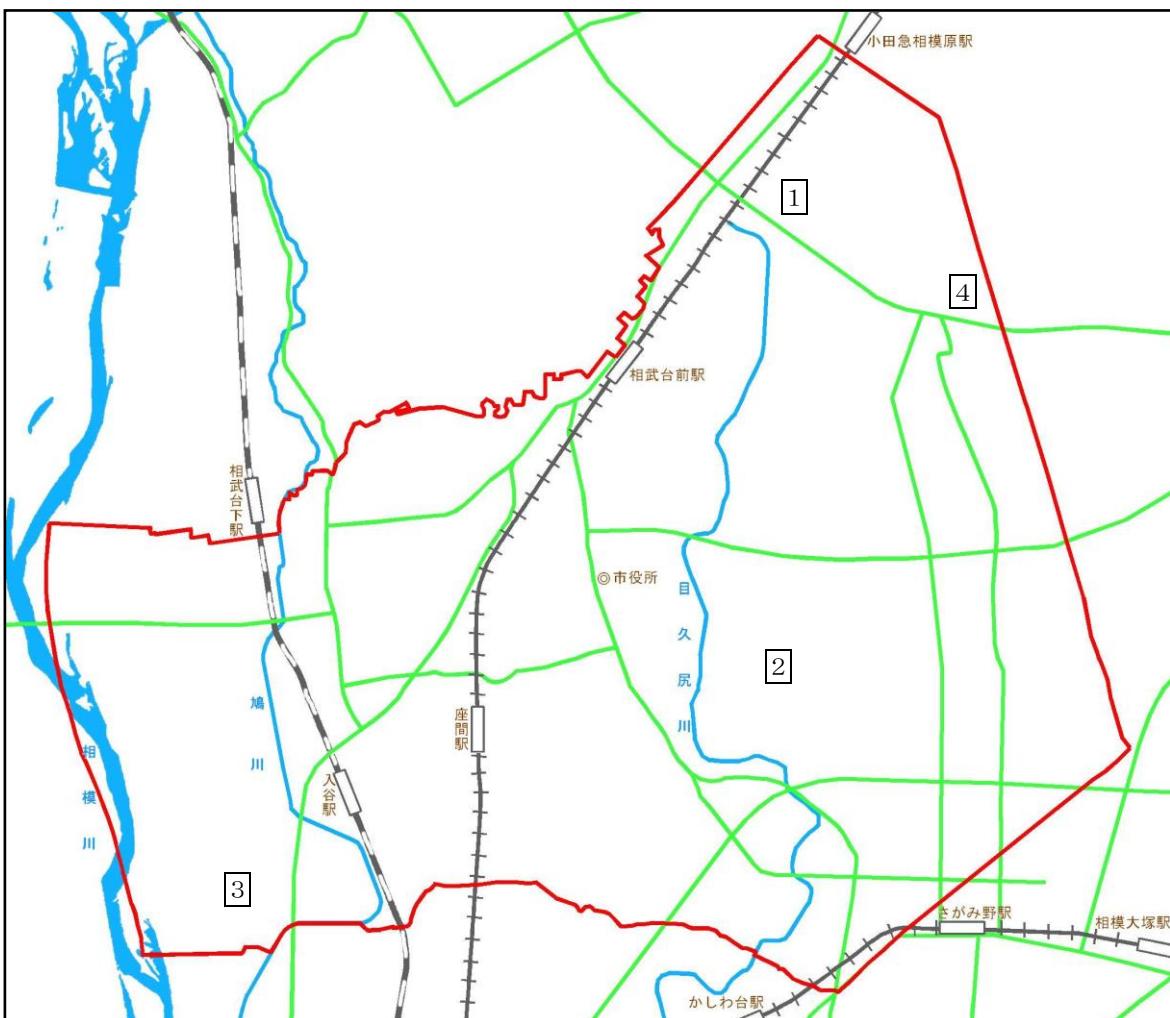
環境省の「騒音に係る環境基準の評価マニュアル（一般地域編）」に準じて、普通騒音計により、24時間連続測定を行った。

### ○ 調査結果

全ての地点で昼間、夜間ともに環境基準を達成していた。（表3-1参照）

環境騒音実態調査地点図(図3-1)

- [1] 相模が丘プール
- [2] 栗原プール
- [3] 新田宿・四ツ谷コミュニティセンター
- [4] 座間市民球場



環境騒音実態調査結果(表3-1)

(単位：デシベル)

調査地点	地域の 類型	調査日	測定結果 上段：昼間 下段：夜間	環境基準 の適否
相模が丘プール	A	令和2年 11月26日～27日	4 4	適
			4 1	適
栗原プール	B	令和2年 11月30日 ～12月1日	4 4	適
			3 8	適
新田宿・四ツ谷 コミュニティ センター	B	令和3年 3月1日～2日	4 6	適
			4 3	適
座間市民球場	C	令和2年 12月16日～17日	5 0	適
			4 7	適

### (3) 自動車騒音常時監視における面的評価結果

- 評価期間

令和2年12月

- 評価方法

自動車騒音常時監視マニュアル（平成27年10月環境省水・大気環境局自動車環境対策課）等に則り評価を実施した。

- 評価結果

次表に示すとおり

路線名	藤沢座間 厚木線	相模原 茅ヶ崎線	町田厚木線	相武台下 停車場線
評価区間の地域	座間一丁目 ～座間入谷	座間一丁目 ～座間一丁目	相武台一丁目 ～座間二丁目	座間一丁目 ～座間一丁目
評価区間延長	1. 6 km	0. 3 km	2. 4 km	0. 3 km
車線数	2車線	2車線	2車線	2車線
評価対象住居等戸数	88戸	104戸	655戸	91戸
昼間夜間とも 環境基準達成戸数	87戸	103戸	580戸	91戸
昼間夜間とも 環境基準達成割合	98. 9%	99. 0%	88. 5%	100. 0%

## 2 航空機騒音

### (1) 航空機騒音測定結果

#### ① 環境基準

生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持することが望ましい基準として定められている。平成25年4月1日から評価指標としてL<sub>d</sub>e<sub>n</sub>が採用されている。環境基準は、地域の類型ごとに次表のとおりとし、類型に当てはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	環境基準 (L <sub>d</sub> e <sub>n</sub> )
I	57デシベル以下
II	62デシベル以下

注1) Iを当てはめる地域：専ら住居の用に供される地域

IIを当てはめる地域：I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域

注2) L<sub>d</sub>e<sub>n</sub>の基準は、1日当たり平均離着陸回数が10回以下の飛行場についても適用対象とする。

#### ② 地域の類型指定(県告示)

航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定については、昭和55年5月23日に指定された。

地域の類型	当てはめる地域
I	住居系地域、用途地域として定められた区域以外の地域
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

厚木飛行場周辺地域における環境基準の類型を当てはめる地域の指定(昭和55年5月23日県告示第426号)に指定された地域。

### ③ 航空機騒音測定結果(令和2年度)

測定地点	用途区域	測定期間	環境基準値	年間 Lden
栗原中学校	調整地域	R2. 4. 1 ～R3. 3. 31	5 7 デシベル	4 9 デシベル
ひばりが丘小学校	第一種低層住居 専用地域	R2. 4. 1 ～R3. 3. 31	5 7 デシベル	4 6 デシベル
相模中学校	工業地域	R2. 4. 1 ～R3. 3. 31	6 2 デシベル	4 7 デシベル

(小数点第一位四捨五入)

### ④ 平成27年度から令和元年度までの状況

測定地点	平成 27 年度 年間 Lden	平成 28 年度 年間 Lden	平成 29 年度 年間 Lden	平成 30 年度 年間 Lden	令和元年度 年間 Lden
栗原中学校	6 0 デシベル	5 9 デシベル	5 9 デシベル	5 2 デシベル	5 1 デシベル
ひばりが丘小学校	6 2 デシベル	6 0 デシベル	5 9 デシベル	4 9 デシベル	4 9 デシベル
相模中学校	6 1 デシベル	6 1 デシベル	5 8 デシベル	5 0 デシベル	4 9 デシベル

(小数点第一位四捨五入)

### ⑤ 航空機騒音による被害の状況(苦情件数)

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
3 5 9 件	2 5 6 件	4 6 件	1 0 4 件	6 4 件

## (2) 航空機騒音対策

本市は県下でも有数の人口過密の住宅地が形成されるなか、航空機騒音が市民生活に影響を与え、問題となっている。

昭和 57 年から米空母の艦載機による夜間離着陸訓練が厚木基地で行われていたが、平成 19 年 10 月から基本的には硫黄島での完全実施がなされる。しかし、荒天等の事情によって硫黄島の使用が不可能な場合のみ厚木基地の施設を使用するとの通告を受けているため、予断を許さない状況となっている。また、平成 30 年 3 月には空母艦載機が厚木基地から山口県岩国基地へ移駐したが、その後もジェット戦闘機等の厚木基地への飛来が見られ、今後の厚木基地の運用状況を注視する必要がある。

本市は、基地に起因する航空機騒音の実態を把握するため、自動記録騒音計を設置し、年間継続調査を実施している。この資料を基に県及び関係市とともに国、米軍に対し、騒音軽減について関係機関を通じて働き掛けている。

## **IV 地下水の状況**



## IV 地下水の状況

### ○概要

市では、昔から湧水や地下水が生活用水や工業用水として使われており、現在でも地下水を水道の主水源とし、農業用や工業用などにも利用されていることから、水質、水量の両面から地下水の保全を図る必要があるため、平成10年4月に制定された座間市の地下水を保全する条例、平成15年2月に策定された座間市地下水保全基本計画（平成28年3月改定）に基づき、総合的な地下水保全施策を展開している。

水質面では、水質調査を行い、状況を把握するとともに、条例に基づく有害物質の使用に関する届出を通して、地下水汚染の未然防止に努めている。

水量面では、条例に基づき地下水採取事業者から年2回地下水採取量の報告を受けて、揚水基準超過に対する監視を続けている。また、地下水かん養策として雨水浸透施設等設置助成事業を行っている。

その他、地下水保全連絡協議会の開催など、座間市の地下水を保全する条例に基づく総合的な地下水保全施策を進めている。

詳細については、次頁以降に掲載。

## 1 地下水保全施策

座間市の地下水を保全する条例に基づき、令和2年度は次のような地下水保全施策を実施した。

### (1) 地下水保全連絡協議会

令和2年9月1日～21日、令和3年3月8日～22日の2回開催した。

### (2) 地下水採取審査委員会

新型コロナウイルス感染症対策のため、開催を中止した。

### (3) 雨水浸透施設等設置助成事業

雨水浸透施設等を設置する者に対し、補助金を交付することで設置数を増やし、地下水かん養を促進した。（雨水浸透ます、雨水浸透トレンチ、浸透性アスファルト舗装、雨水貯留槽）

## 2 地下水汚染の状況

### (1) 地下水・湧水中の有害物質分析

地下水の水質汚濁に係る環境基準の全項目について、市内3地点で地下水、湧水の水質調査を行った。

○ 調査日

令和2年9月4日～令和2年9月7日のうち、2日間

○ 調査地点

栗原、入谷西二丁目、小松原二丁目

○ 調査項目

地下水の水質汚濁に係る環境基準の全項目（28項目）

○ 調査結果

別表（表4-1）のとおり

### (2) 地下水・湧水中の有機塩素系化合物分析

下記の項目について、市内6地点で地下水、湧水の水質調査を行った。

○ 調査日

令和2年9月4日～令和2年9月7日のうち、2日間

○ 調査地点

広野台一丁目、入谷西二丁目、入谷西四丁目、相模が丘六丁目、ひばりが丘四丁目、南栗原四丁目、

○ 調査項目

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン

○ 調査結果

別表（表4-2）のとおり

**地下水・湧水中の有害物質分析結果表(表4-1)**

(単位 : mg/L)

No.	測定項目	環境基準	採取場所		
			栗原	入谷西二丁目	小松原二丁目
1	カドミウム	0.003 以下	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
2	全シアン	不検出	不検出	不検出	不検出
3	鉛	0.01 以下	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
4	六価クロム	0.05 以下	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
5	砒素	0.01 以下	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
6	総水銀	0.0005 以下	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
7	アルキル水銀	不検出	不検出	不検出	不検出
8	P C B	不検出	不検出	不検出	不検出
9	ジクロロメタン	0.02 以下	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満
10	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満
11	クロロエチレン	0.002 以下	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満
12	1, 2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満
13	1, 1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満
14	1, 2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満
15	1, 1, 1-トリクロロエタン	1 以下	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満
16	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 以下	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満
17	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.0003	0.0005	0.0004
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.0006	0.010	0.0027
19	1, 3-ジクロロプロパン	0.002 以下	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満
20	チウラム	0.006 以下	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満
21	シマジン	0.003 以下	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
22	チオベンカルブ	0.02 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
23	ベンゼン	0.01 以下	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満
24	セレン	0.01 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	5.3	3.4	4.8
26	ふつ素	0.8 以下	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満
27	ほう素	1 以下	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
28	1, 4-ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満

**地下水・湧水中の有機塩素系化合物分析結果表(表4-2)**

(単位 : mg/L)

No.	調査地点	用途	調査日	トリクロロエチレン※ (環境基準≤0.01)	テトラクロロエチレン (環境基準≤0.01)
1	広野台一丁目	その他	9月4日	0.0006	0.0020
	相模が丘六丁目	工業用水	9月7日	0.0005	0.0025
	ひばりが丘四丁目	工業用水	9月7日	0.0009	0.0045
	調査井戸数			3	3
	環境基準超過井戸数			0	0
	超 過 率			0%	0%
	入谷西二丁目		9月4日	0.0002 未満	0.0019
	入谷西四丁目		9月4日	0.0002 未満	0.0017
	南栗原四丁目		9月7日	0.0006	0.0025
	調査湧水数			3	3
環境基準超過湧水数				0	0
超 過 率				0%	0%

### (3) 地下水汚染監視調査

汚染した地下水の流入を監視するため、下記の項目について、相模原台地の地下水流入部に位置する市内 4 地点で地下水の水質調査を行った。

- 調査期間  
令和2年5月～令和3年3月（隔月）
- 調査地点  
広野台一丁目、相模が丘二丁目、相模が丘四丁目、相模が丘五丁目
- 調査項目  
トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
- 調査結果  
別表（表4-3）のとおり

## 地下水汚染監視調査結果表(表4-3)

(単位 : mg/L)

採水場所	採水日	水温 [°C]	トリクロロエチレン (環境基準 0.01以下)	テトラクロロエチレン (環境基準 0.01以下)	1,1,1-トリクロロエタン (環境基準 1以下)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (環境基準 10以下)
深井戸A 3号井 広野台1丁目	令和2年5月22日	17.1	0.0002	0.0020	0.0002 未満	2.4
	令和2年7月15日	18.6	0.0004	0.0020	0.0002 未満	1.1
	令和2年9月16日	—	—	—	—	—
	令和2年11月18日	19.3	0.0002 未満	0.0010	0.0002 未満	4.8
	令和3年1月20日	17.7	0.0003	0.0018	0.0002 未満	5.1
	令和3年3月17日	16.8	0.0002	0.0014	0.0002 未満	5.2
深井戸A 4号井 相模が丘5丁目	令和2年5月28日	21.5	0.0003	0.0003	0.0002 未満	3.5
	令和2年7月15日	—	—	—	—	—
	令和2年9月16日	18.8	0.0003	0.0003	0.0002 未満	4.5
	令和2年11月18日	18.7	0.0003	0.0002	0.0002 未満	4.6
	令和3年1月20日	18.3	0.0004	0.0005	0.0002 未満	4.9
	令和3年3月17日	18.2	0.0003	0.0004	0.0002 未満	4.7
深井戸A 1号井 相模が丘4丁目	令和2年5月22日	18.8	0.0002	0.0013	0.0002 未満	2.4
	令和2年7月15日	19.2	0.0003	0.0015	0.0002 未満	3.1
	令和2年9月16日	19.7	0.0002	0.0011	0.0002 未満	3.6
	令和2年11月18日	19.3	0.0002 未満	0.0008	0.0002 未満	4.1
	令和3年1月20日	19.0	0.0003	0.0014	0.0002 未満	3.6
	令和3年3月17日	17.5	0.0002	0.0013	0.0002 未満	3.7
瀬戸農園井戸 相模が丘2丁目	令和2年5月22日	17.9	0.0002 未満	0.0004	0.0002 未満	2.9
	令和2年7月15日	18.6	0.0003	0.0009	0.0002 未満	3.1
	令和2年9月16日	18.8	0.0002 未満	0.0003	0.0002 未満	3.2
	令和2年11月18日	18.6	0.0004	0.0008	0.0002 未満	4.6
	令和3年1月20日	18.0	0.0005	0.0013	0.0002 未満	4.3
	令和3年3月17日	18.5	0.0004	0.0011	0.0002 未満	3.4

### 3 地下水位の状況

市内 6 地点の井戸に自動記録式地下水位計を設置し、地下水位の常時監視測定を行った。

#### ○ 測定地点（図 4－1 参照）

番号	測定地点	地形区分	備考
1	四ツ谷	低地部	深井戸 2 号井（水道施設課）
2	新田宿	低地部	深井戸 6 号井（水道施設課）
3	相模が丘四丁目	台地部	深井戸 A 1 号井（水道施設課）
4	広野台一丁目	台地部	深井戸 A 3 号井（水道施設課）
5	相模が丘五丁目	台地部	深井戸 A 4 号井（水道施設課）
6	ひばりが丘一丁目	台地部	深井戸 A 14 号井（水道施設課）

#### ○ 測定結果

##### 低地部（図 4－2 参照）

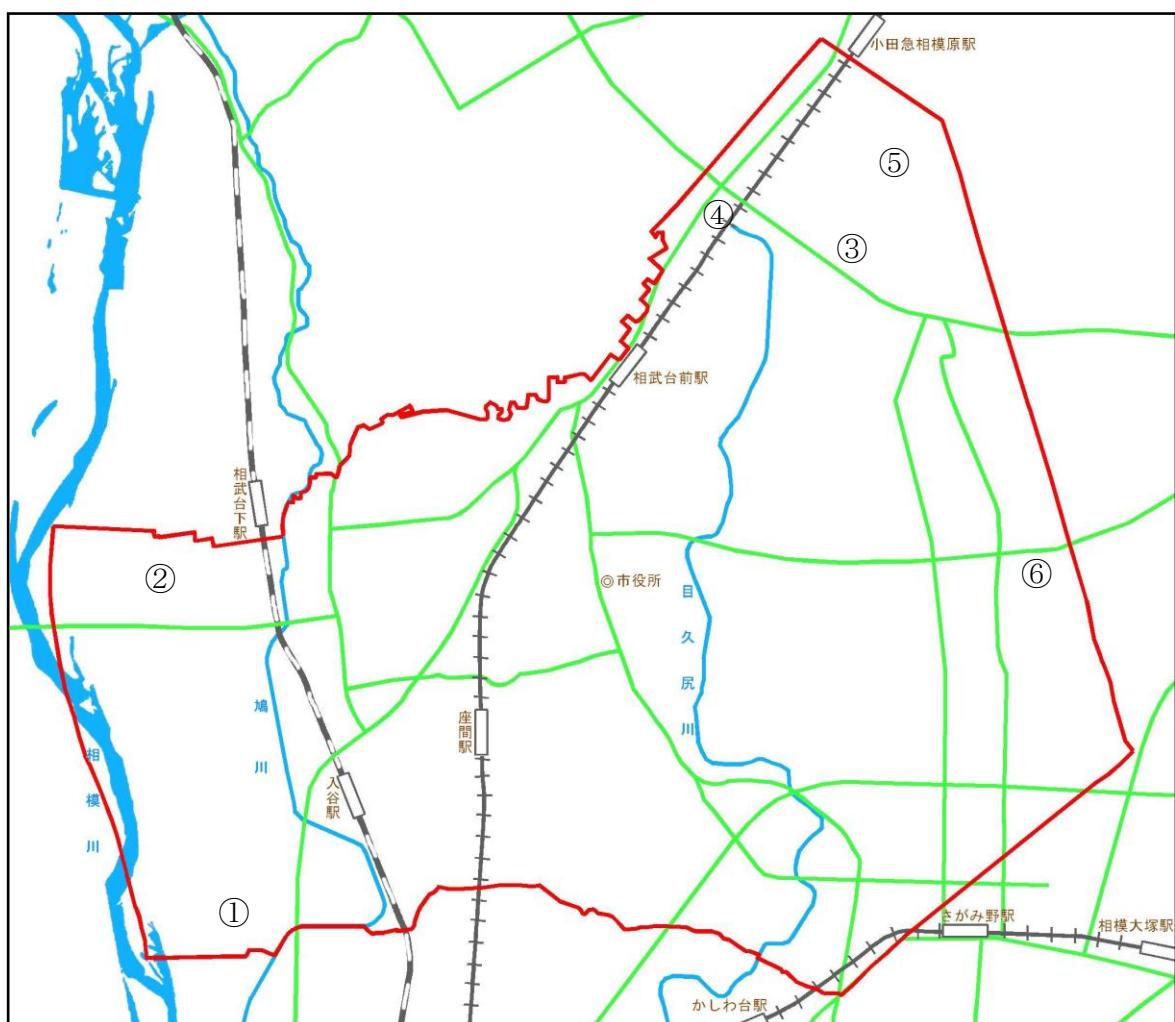
田に水の入る夏季に水位が上昇し、冬季に低下した。

##### 台地部（図 4－3 参照）

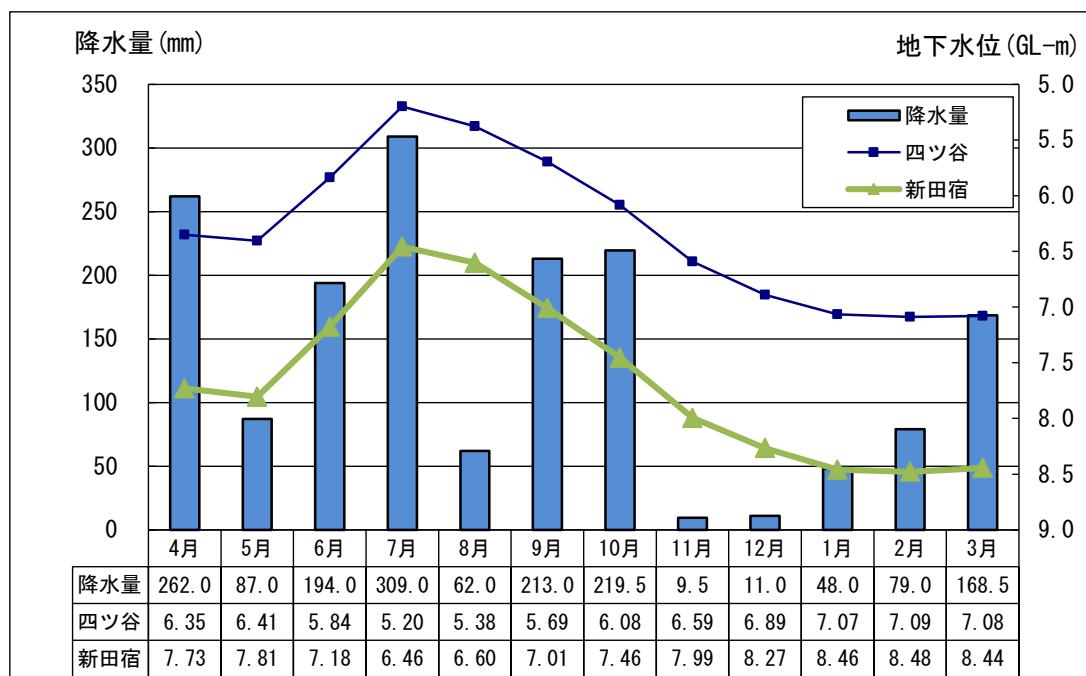
降水量の多い夏場に最も水位が高く、その後徐々に低下した。深井戸 A 1 号井の水位は、平水年（年間降水量 1,600 mm）における適正水位（G L-20.5 m 以上）を保っていた。

地下水位常時監視測定地点図(図4-1)

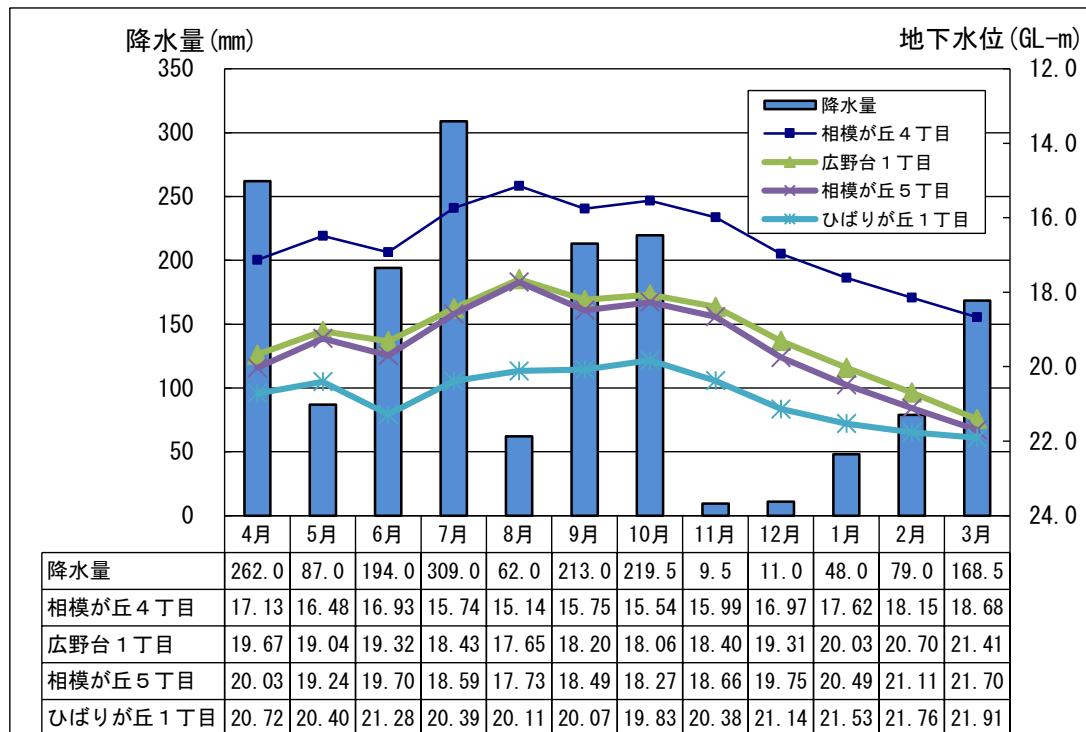
- ① 四ツ谷
- ② 新田宿
- ③ 相模が丘四丁目
- ④ 広野台一丁目
- ⑤ 相模が丘五丁目
- ⑥ ひばりが丘一丁目



令和2年度 降水量と月平均地下水位(低地部)(図4-2)



令和2年度 降水量と月平均地下水位(台地部)(図4-3)



注) 降水量の測定地点は、座間市役所

## V ダイオキシン類の状況



## V ダイオキシン類の状況

### ○概要

平成10年度、環境庁（現在環境省）はダイオキシン類の汚染実態を把握するためにダイオキシン類緊急全国一斉調査を実施した。本調査において、市では環境基準※を満足していたが、市内に廃棄物焼却施設など大きな発生源がないにもかかわらず、大気、土壤の測定値が全国的にも高いとの調査結果を受けて、市では平成11年度より大気、平成12年度より土壤、地下水についてダイオキシン類実態調査を続けていたが、調査開始以降、いずれの調査結果でも環境基準を大幅に下回る状況にあった。

そこで、平成28年度からは、大気、土壤については測定を終了し、座間市地下水保全基本計画で、継続的な地下水・湧水の水質調査により地下水質の確保を目標として掲げている地下水については、測定を継続している。

詳細については、次頁以降に掲載。

※ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準

## 1 地下水環境調査

地下水環境調査として、市内3地点でダイオキシン類の測定を行った。

○ 調査日

令和2年9月4日～令和2年9月7日のうち、2日間

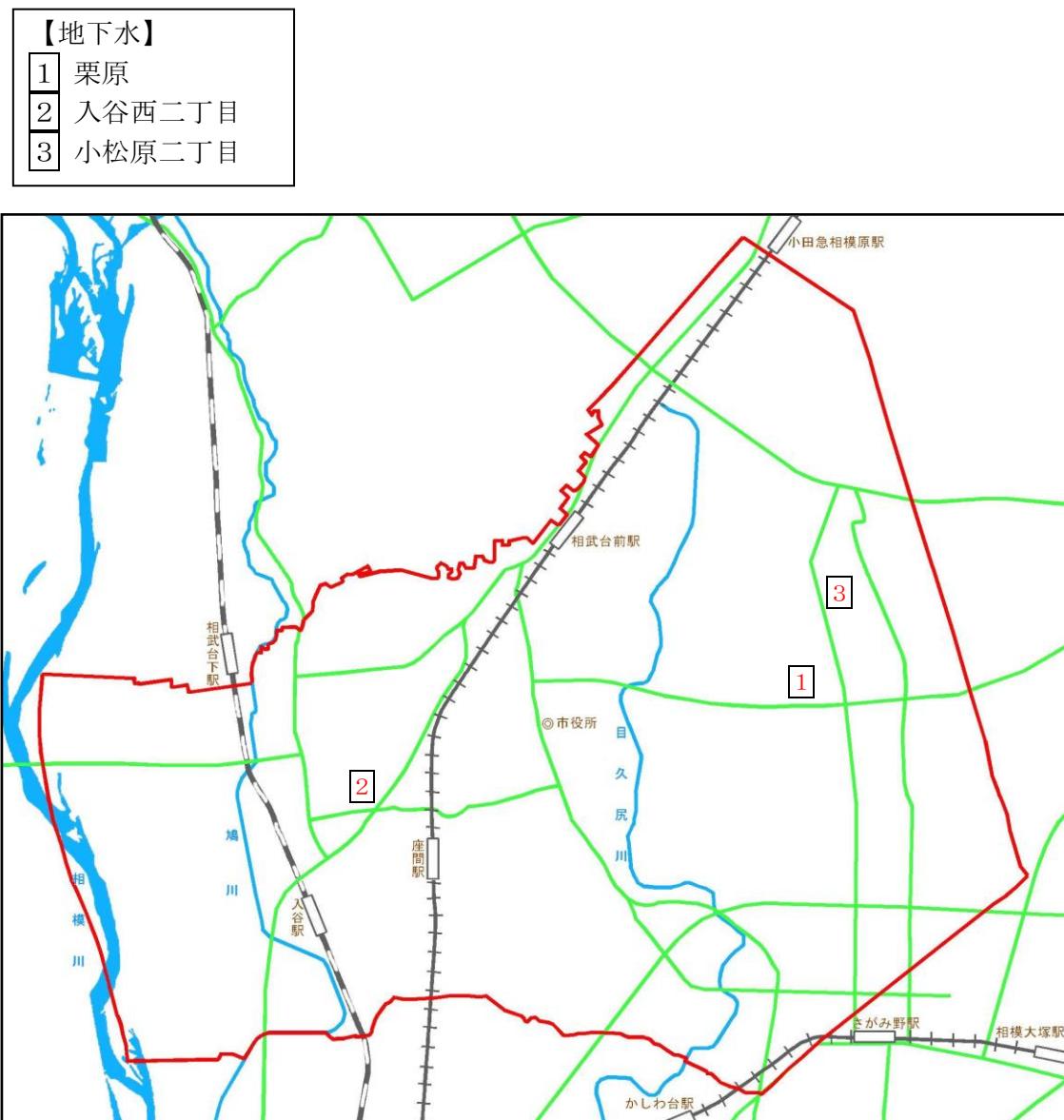
○ 調査結果

単位 : pg-TEQ/L

調査項目 調査地点	ダイオキシン類			環境基準
	PCDDs+PCDFs	Co-PCBs	合計	
栗原	0.022	0.0020	0.024	1 以下
入谷西二丁目	0.029	0.0065	0.036	
小松原二丁目	0.015	0.0019	0.017	

地下水の環境調査の結果は、全ての項目において環境基準を満足した。

### ダイオキシン類環境調査 採取地点図



## **VI その他**



## VI その他

### 1 関係法令に基づく工場等の許可・届出状況

#### (1) 神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく工場等の許可・届出状況

	年度 内訳	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
工場 事業 場数	指定事業所数	210	212	208	207	194
設置 許可	設置許可申請数	1	3	0	2	1
	設置許可数	1	3	0	2	1
変更 許可	変更許可申請数	3	2	10	4	2
	変更許可数	3	2	10	4	2
届 出 状 況	設置工事完了届出	1	2	0	2	2
	変更完了届	3	3	6	4	2
	計画中止届	0	0	0	0	0
	変更計画届	0	0	0	0	0
	早期着手届	0	0	0	0	0
	変更届	24	9	18	5	7
	地位承継届	4	1	2	1	0
	廃止等届	6	1	4	3	5
	既設届	0	0	0	0	0
	化学物質管理状況報告書	23	1	13	12	2
その他		1	0	1	0	9
届出数合計		62	17	44	27	18

(2) 騒音規制法に基づく届出状況

① 特定施設(令和3年3月31日現在 工業専用地域を除く)

区分	特定施設の種類	特定工場等総数	特定施設総数
1	金属加工機械	52	228
2	空気圧縮機等	74	450
3	土石用破碎機等	0	0
4	織機	0	0
5	建設用資材製造機械	2	3
6	穀物用製粉機	2	4
7	木材加工機械	12	27
8	抄紙機	0	0
9	印刷機械	13	70
10	合成樹脂用射出成形機	9	57
11	鋳型造型機	1	6
計		165	845

② 令和2年度特定建設作業実施届出(工業専用地域を除く)

	作業の種類	作業件数
1	くい打機等を使用する作業	0
2	びょう打機を使用する作業	0
3	さく岩機を使用する作業	22
4	空気圧縮機を使用する作業	7
5	バックホウを使用する作業	4
作業件数 合計		33

届出件数 合計	27
---------	----

(3) 振動規制法に基づく届出状況

① 特定施設(令和3年3月31日現在 工業専用地域を除く)

区分	特定施設の種類	特定工場等総数	特定施設総数
1	金属加工機械	58	371
2	圧縮機	32	165
3	土石及び鉱物用機械等	0	0
4	織機	0	0
5	コンクリートフロックマシン等	0	0
6	木材加工機械	1	1
7	印刷機械	9	49
8	ゴム、合成樹脂用ロール機	0	0
9	合成樹脂用射出成形機	10	57
10	鋳型造型機	1	6
計		111	649

② 令和2年度特定建設作業実施届出(工業専用地域を除く)

	作業の種類	作業件数
1	くい打機等を使用する作業	0
2	鋼球を使用して破壊する作業	0
3	舗装版破碎機を使用する作業	0
4	ブレーカーを使用する作業	15
作業件数 合計		15

届出件数 合計	15
---------	----

(4) 座間市の地下水を保全する条例に基づく届出状況

① 有害物質使用事業場(令和3年3月31日現在)

有害物質使用事業場届出関係一覧表(令和3年3月31日現在)

日本標準産業分類に基づく 中分類	業種	事業場数	使用している有害物質の種類
0 9	食料品製造業	1	カドミウム及びその化合物、シアノ化合物、有機燐※1、鉛※2、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀※3、P C B、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、ほう素※4、ふつ素及びその化合物、アンモニア・硝酸※5、1, 4-ジオキサン
1 5	印刷・同関連業	1	ほう素※4、アンモニア・硝酸※5
1 6	化学工業	4	カドミウム及びその化合物、シアノ化合物、鉛※2、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀※3、P C B、ジクロロメタン、1, 2-ジクロロエタン、ベンゼン、セレン及びその化合物、ほう素※4、ふつ素及びその化合物、アンモニア・硝酸※5、1, 4-ジオキサン
2 2	鉄鋼業	1	P C B
2 4	金属製品製造業	4	シアノ化合物、六価クロム化合物、ジクロロメタン、ほう素※4、ふつ素及びその化合物、アンモニア・硝酸※5
2 5	はん用機械器具 製造業	1	P C B
2 8	電子部品・デバイス・電子回路 製造業	1	鉛※2、P C B
2 9	電気機械器具製 造業	5	鉛※2、P C B、ふつ素及びその化合物
3 1	輸送用機械器具 製造業	6	鉛※2、P C B、1, 2-ジクロロエタン
3 2	その他の製造業	3	ジクロロメタン、1, 2-ジクロロエタン、ほう素※4
3 3	電気業	1	P C B
7 4	技術サービス業	4	カドミウム及びその化合物、シアノ化合物、鉛※2、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀※3、P C B、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロパン、ベンゼン、セレン及びその化合物、ほう素※4、ふつ素及びその化合物、アンモニア・硝酸※5
7 8	洗濯・理容・美容 ・浴場業	1	テトラクロロエチレン
8 5	社会保険・社会 福祉・介護事業	1	P C B
9 8	地方公務	1	P C B
計		3 5	

※1 有機燐（リン）化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名E P N）

※2 鉛及びその化合物

※3 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物

※4 ほう素及びその化合物

※5 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

② 井戸(令和3年3月31日現在)

	井戸の設置者	うち地下水採取事業者
事業者数	59	29
所有井戸数	83	53

## 2 公害に関する苦情

本市では、昭和43年以降公害問題に関する苦情が現れ始めた。苦情内容は、概して局地的に発生した被害の訴えである場合が多く、広域にわたる汚染問題などはほとんど見られない。最近では、都市化に伴い騒音の苦情が増加している。

令和2年度の公害苦情受付件数は38件であり、前年度に比べて19件増加した。苦情内容を種類別に見ると騒音15件（全苦情の39%）、振動9件（同24%）で、全体の63%を占めている。

用途地域別の苦情受付件数では、住居系地域29件（全苦情の76%）が最も多かった。次いで準工業地域及び工業地域が共に3件（同7%）であった。

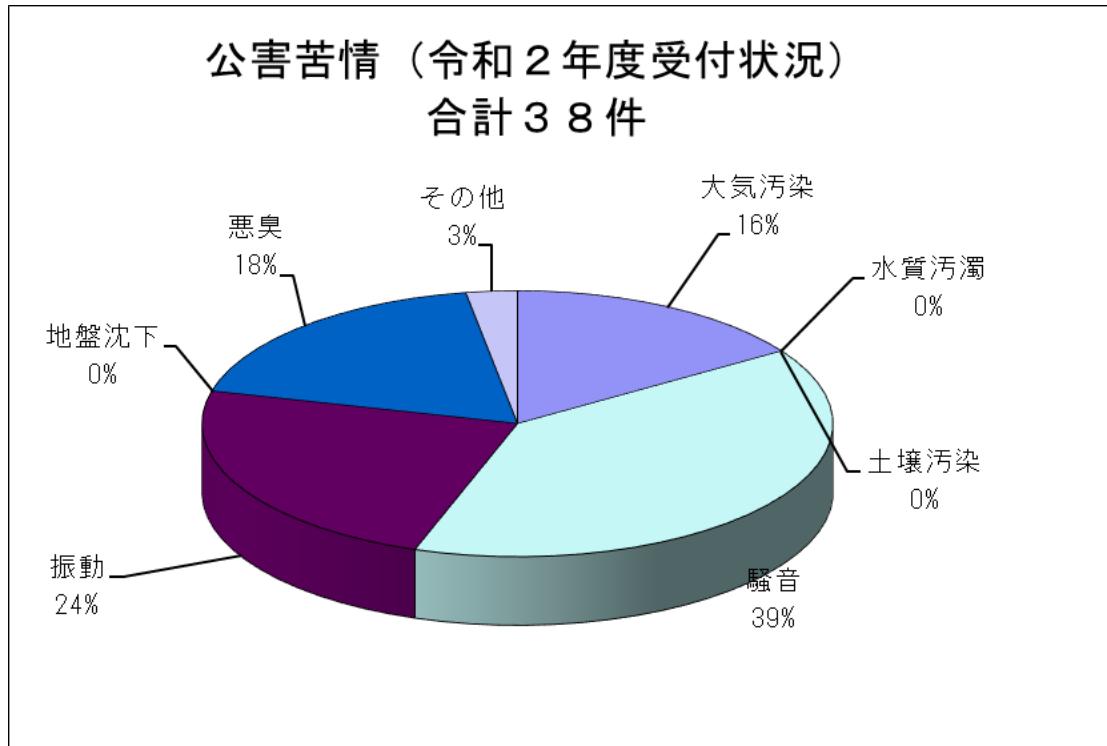
住居系地域での苦情件数の増加については、新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワーク等で在宅時間が増えたことと考えられる。

苦情の処理状況は、今年度に受付した38件全てが解決した。

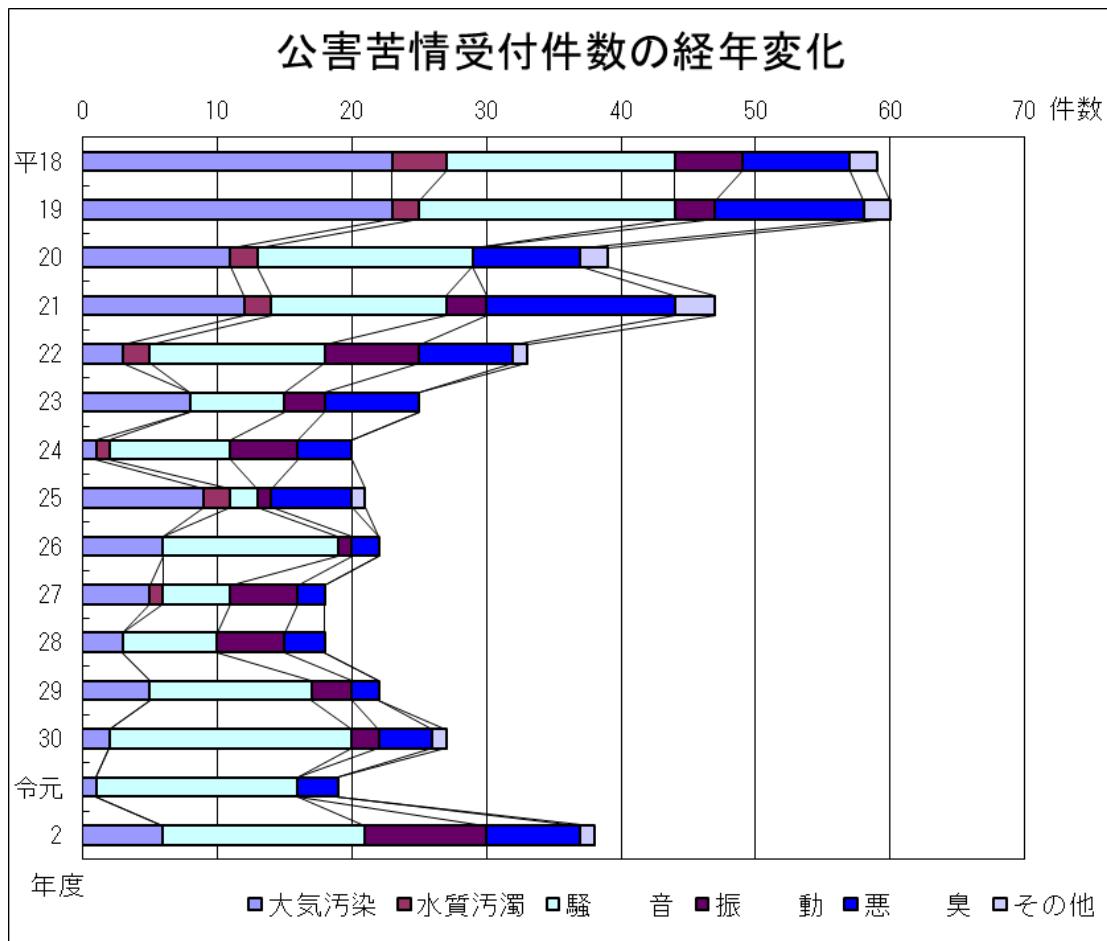
### (1) 公害苦情種類別受付件数 (件)

種類\年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
大気汚染	3	5	3	1	6
水質汚濁	0	0	0	0	0
土壤汚染	0	0	0	0	0
騒音	7	12	18	15	15
振動	5	3	2	0	9
地盤沈下	0	0	0	0	0
悪臭	3	2	4	3	7
その他	0	0	0	0	1
計	18	22	27	19	38

(2) 公害苦情(令和2年度受付状況割合)



(3) 公害苦情受付件数の経年変化



## (4) 用途地域別公害苦情受付件数

(件)

年度 用途地域	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
住居系地域 ※	10	14	10	9	29
商業・近隣商業地域	1	1	6	6	2
準工業地域	3	1	6	2	3
工業地域	3	3	4	2	3
工業専用地域	0	1	0	0	0
その他の地域	1	2	1	0	1
計	18	22	27	19	38

※「住居系地域」とは、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域をいう。

## (5) 公害苦情処理件数

(件)

年度 改善内容	令和元年度以前 繰越件数	令和2年度	合 計
苦情処理扱い件数	0	38	38
2 年 度 処 理 分	工場事業所の移転、廃止	0	0
	施設の設置、改善	0	2
	作業方法の改善、管理改善	0	0
	作業の中止、廃止	0	0
	その他	0	36
	令和2年度内処理件数(計)	0	38
令和3年度へ継続	0	0	0

## (6) 公害苦情発生源別受付件数

(件)

公害種類	発生源	工場・事業所		建設現場		道路		その他		計	
		令和 元 年度	令和 2 年度								
大気汚染		0	2	0	2	0	0	1	2	1	6
水質汚濁		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土壤汚染		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
騒 音		7	7	6	8	0	0	2	0	15	15
振 動		0	0	0	9	0	0	0	0	0	9
地盤沈下		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪 臭		2	0	0	0	0	0	1	7	3	7
そ の 他		0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
計		9	13	6	20	0	0	4	5	19	38

## **[参考] 用語の解説**



# 用語の解説

## 【大気関係】

### ★ 硫黄酸化物 (SOx)

刺激性の強い腐食性の有毒ガスのこと。二酸化硫黄 ( $\text{SO}_2$ )、三酸化硫黄 ( $\text{SO}_3$ ) 等がある。硫黄 (S) が燃えると二酸化硫黄 ( $\text{SO}_2$ ) となり、二酸化硫黄は太陽の紫外線により光酸化されて三酸化硫黄 ( $\text{SO}_3$ ) となる。

硫黄酸化物は、呼吸器官を刺激し、せき、呼吸困難、ぜんそく、気管支炎等の病気を引き起こすほか、植物を枯らしたりする。

### ★ 二酸化硫黄 ( $\text{SO}_2$ )

無色で刺激臭があるガスで、空気より重い。大気中濃度が 3 ppm 以上になると正常な人であれば臭気がはっきり分かる。二酸化硫黄 ( $\text{SO}_2$ ) は大気中でゆっくり酸化されて三酸化硫黄 ( $\text{SO}_3$ ) となり、水蒸気や水滴の存在下で硫酸 ( $\text{H}_2\text{SO}_4$ ) に変わり、大気中で硫酸ミストや酸性雨となる。

### ★ 毒素酸化物 (NOx)

窒素と酸素の化合物で、その代表的なものとして、一酸化窒素 ( $\text{NO}$ ) と二酸化窒素 ( $\text{NO}_2$ ) がある。この物質は直接人体に吸い込まれると、大気中濃度 5 ppm 程度でも呼吸器官が刺激を受けるとされている。

### ★ 浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊している粒子状物質で粒径が  $10 \mu\text{m}$  以下の微細な粒子の総称。

### ★ 一酸化炭素 (CO)

無色無臭で空気と同じ比重を有し、水に難溶、活性炭に容易に吸着されるガス。炭素又は有機化合物が不充分な酸素供給の下に燃焼するか、二酸化炭素 ( $\text{CO}_2$ ) が赤熱した炭素と接触したときに生ずる。生理的には非常に有毒で、血液中のヘモグロビンと結合してカルボニルヘモグロビン ( $\text{CO}\text{-ヘモグロビン}$ ) となり、酸素運搬を行う機能を阻止するので酸素欠乏状態を引き起こし、特に脳や神経系への影響が現れる。

### ★ 炭化水素 (HC)

炭素と水素を含んだ有機化合物の総称。簡単な物質としてはメタン ( $\text{CH}_3$ ) やエチレン ( $\text{CH}_2=\text{CH}_2$ ) などが挙げられる。エチレンなどの  $\text{C}=\text{C}$  二重結合を有する炭化水素はアルケン (エチレン系炭化水素) と呼ばれ、各種合成化学工業の原料として大きな用途を持っている。

### ★ 光化学オキシダント (OX)

大気中の窒素酸化物及び揮発性有機化合物が、太陽の紫外線を受け光化学反応を起こすことで発生する物質の総称。高濃度では粘膜、農作物への影響が報告されている。

## 【水質関係】

### ★ 健康項目（人の健康の保護に関する環境基準の項目）

環境基本法第16条に基づき定められている水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準。全公共用水域及び地下水につき一律に定められている。現在、公共用水域について27項目、地下水について28項目が定められている。

### ★ 生活環境項目（生活環境の保全に関する環境基準の項目）

環境基本法第16条に基づき定められている水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準。河川については、5項目（pH、BOD、SS、大腸菌群数、DO）が設定されている。

### ★ カドミウム（Cd）

青白色の光沢を持つ柔らかい金属。地殻中の存在量は約0.02mg/kgとわずかだが、亜鉛と共に存する形で自然界に広く分布しており、特に汚染を受けていない地表水や地下水中にも、亜鉛の1/100から1/150程度の量（約0.1~0.5μg/L）が含まれていると言われている。主な用途としては、顔料、プラスチック、電池、金属加工等がある。人体に対する毒性は強く、急性毒性では数グラムの摂取で激しい胃腸炎を起こして死亡した例もある。公害病として有名なイタイイタイ病は、慢性中毒による腎機能障害、カルシウム代謝異常に、妊娠、授乳、栄養素としてのカルシウム不足などの要因が重なって発症した重症の骨軟化症とされている。

### ★ 全シアン（T-CN）

水中のシアンは、シアンイオン（CN<sup>-</sup>）、シアン化水素（HCN）、金属シアノ錯体、有機シアン化合物等の形で存在する。主な用途としては、金属の精錬、電気メッキ、写真用薬品、医薬品製造の中間体等がある。シアンは、青酸カリ（KCN）に代表されるように、毒性が強く成人の経口致死量はシアン化水素で50~60mg/人といわれている。また、微量でも水生生物に障害を与える。

### ★ 鉛（Pb）

蒼白色の柔らかく重い金属で、地殻中の存在量は約13mg/kgである。古くから人類に利用してきた金属の一つで、現在でもそのさびにくさ、加工しやすさを利用して鉛管、板、蓄電池等、金属のまま使用されるほか、その化合物も広く利用されている。人体への影響としては貧血や、中枢神経等への影響がある。

### ★ 六価クロム（Cr<sup>6+</sup>）

クロムは、銀白色の硬くて脆い金属で、地殻中の存在量は、約100mg/Lである。水中のクロムは通常3価と6価のイオンの形で存在する。このうち6価のものは主にクロム酸イオン（CrO<sub>4</sub><sup>2-</sup>）や重クロム酸イオン（Cr<sub>2</sub>O<sub>7</sub><sup>2-</sup>）の形をとり、特にpHが酸性のときは酸化力が強く、有毒である。主な用途としては、顔料、電気メッキ等があり、これらの廃液や、クロム鉱さいからの浸出水による地下水汚染が報告されている。人体への影響としては、皮膚潰瘍、鼻中隔穿孔、肺がん等がある。

## ★ 硒素 (As)

地殻中の存在量は1. 8 mg / kgで多くは硫化物として産出する。海水中には2 μg / L程度含まれているが、一般河川にはあまり含まれていない。しかし、温泉水など火山地帯の地下水には数十mg / Lの高濃度で含まれていることがある。砒素は昔から毒薬として知られてきたが、現在では半導体の原料、医薬品、農薬、防腐剤など広く利用されている。人体への影響としては、無機砒素が一度に、または短い期間に大量に体の中に入った場合は、発熱、下痢、嘔吐<sup>おうと</sup>、興奮、脱毛などの症状があらわれると報告されている。また、無機砒素が長期間にわたって、継続的かつ大量に体の中に入った場合には、皮膚組織の変化やがんの発生などの悪影響があると報告されている。

## ★ 総水銀 (T-Hg)

総水銀とは、無機水銀と次項で述べる有機水銀を合わせたものである。水銀は、銀白色で、常温では唯一の液体金属である。地殻中の存在量は約0. 08 mg / kg、主に赤色硫化物である辰砂<sup>じんしゃ</sup> (Hg S) として産出する。水銀は古くから知られており、防腐、消毒等に使用してきた。また金鉱山での金の精錬にも使用してきた。現在でも化学品製造、医薬品、乾電池などに使用されている。水銀化合物中には塩化第二水銀のように強い毒性を持つものがある。また、慢性中毒では興奮傾向、不眠といった中枢神経への影響が見られる。

## ★ アルキル水銀 (R-Hg)

水銀を含む有機化合物の総称を有機水銀化合物というが、そのうち、水銀がメチル基 (-CH<sub>3</sub>)、エチル基 (-C<sub>2</sub>H<sub>5</sub>) 等のアルキル基と結びついた物質の総称をアルキル水銀という。アルキル水銀は吸収されやすく、諸臓器特に脳に蓄積して、知覚障害、運動失調、視野狭窄<sup>しやきょうさく</sup>等の中枢神経障害、いわゆる水俣病<sup>みなまたびょう</sup>を引き起こす要因とされている。アルキル水銀は無機水銀に比べて生物による濃縮率が高く、汚染地域では魚介類に高濃度に蓄積されていると言われている。

## ★ PCB (ポリ塩化ビフェニル Polychlorinated Biphenyl の略称)

粘性のある油状物質で、天然には存在しない合成された有機塩素系化合物である。熱や酸、アルカリに対して強く、電気絶縁性が高いなど工業的に利用度が高く、トランス油、コンデンサー、熱媒体、ノーカーボン紙等に広く利用されていた。人体への影響としては、皮膚への色素沈着、消化器障害、肝障害などがあり、PCBは脂肪組織への蓄積率が高いため、症状は長期にわたると言われている。また、胎盤透過性があり、乳汁中にも排泄<sup>はいせつ</sup>されるため、胎児や乳児にも障害が及ぶとされている。昭和43年に西日本を中心として発生したカネミ油症事件は、米ぬか油の製造過程でPCBが混入したことが原因とされている。

## ★ ジクロロメタン (CH<sub>2</sub>Cl<sub>2</sub>)

揮発性有機塩素系化合物の一種で、甘い臭いをもつ無色透明の水に溶けやすい液体である。主な用途としては、塗料の剥離剤、プリント基板洗浄剤、溶剤等があり、廃液等による地下水汚染が懸念されている。人体への影響としては、麻酔作用や中枢神経障害が知られている。

### ★ 四塩化炭素 ( $\text{CCl}_4$ )

揮発性有機塩素系化合物の一種で、不燃性の無色透明の液体。主な用途としては、不燃性の溶剤、ドライクリーニング用等がある。人体への影響としては、肝障害、腎障害、中枢神経障害が知られている。また、オゾン破壊物質としてモントリオール議定書にリストアップされている。

### ★ クロロエチレン( $\text{CH}_2\text{Cl}=\text{CHCl}$ )

常温では無色透明の気体で、特徴的な臭いがある。主にポリ塩化ビニル(塩化ビニル樹脂)や塩化ビニル系共重合樹脂の原料として使われている。人体への影響としては、国際がん研究機関(IARC)によりグループ1(人に対して発がん性がある。)と分類されている。

### ★ 1, 2-ジクロロエタン ( $\text{CH}_2\text{Cl}-\text{CH}_2\text{Cl}$ )

揮発性有機塩素系化合物の一種で、不燃性の無色透明の液体。主な用途としては、塩化ビニル等樹脂の原料、フィルム洗浄剤、溶剤等がある。人体への影響としては、肝障害、腎障害が知られている。

### ★ 1, 1-ジクロロエチレン ( $\text{CH}_2=\text{CCl}_2$ )

揮発性有機塩素系化合物の一種で、無色透明の液体。主な用途としては、塩化ビニル等樹脂の原料、フィルム洗浄剤等がある。人体への影響としては、麻酔作用が知られている。

### ★ 1, 2-ジクロロエチレン( $\text{CHCl}=\text{CHCl}$ )

揮発性有機塩素系化合物の一種で、無色透明の液体。主に用途としては、合成樹脂の原料、溶剤等がある。1, 2-ジクロロエチレンは、環境中においてトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等の有機塩素系化合物から脱塩素化により生成される。人体への影響としては、麻酔作用が知られている。

また、1, 2-ジクロロエチレンには、シス体とトランス体があり、公共用水域の水質汚濁に係る環境基準ではシス体、地下水の水質汚濁に係る環境基準、土壤汚染に係る環境基準ではシス体とトランス体の合計で評価することになっている。

### ★ 1, 1, 1-トリクロロエタン ( $\text{CH}_3-\text{CCl}_3$ )

揮発性有機塩素系化合物の一種で、甘い臭いを持つ無色透明の液体。主な用途としては、金属洗浄剤、ドライクリーニング用溶剤等があり、廃液等による地下水汚染が懸念されている。人体への影響としては中枢神経障害が知られている。また、四塩化炭素と同様に、オゾン破壊物質としてモントリオール議定書にリストアップされている。

### ★ 1, 1, 2-トリクロロエタン ( $\text{CH}_2\text{Cl}-\text{CHCl}_2$ )

揮発性有機塩素系化合物の一種で、甘い臭いを持つ無色透明の液体。主な用途としては、油脂、ワックス、溶剤等がある。人体への影響としては、中枢神経障害と肝障害が知られている。

### ★ トリクロロエチレン( $\text{CHCl}=\text{CCl}_2$ )

揮発性有機塩素系化合物の一種で、無色透明の液体。主な用途としては、金属機械部品等の脱油洗浄、ドライクリーニング、香料等の抽出、染料の溶剤等があり、廃液等による地下水汚染の進行が懸念されている。人体への影響としては、肝障害、腎障害、中枢神経障害が知られている。

### ★ テトラクロロエチレン( $\text{CCl}_2=\text{CCl}_2$ )

揮発性有機塩素系化合物の一種で、無色透明の液体。主な用途としては、ドライクリーニング、溶剤等があり、廃液等による地下水汚染の進行が懸念されている。人体への影響としては、肝障害、腎障害、中枢神経障害が知られている。

### ★ 1, 3-ジクロロプロペン ( $\text{CHCl}=\text{CH}-\text{CH}_2\text{Cl}$ )

有機塩素系の農薬で、無色透明の液体。農薬としては、土壌線虫専用の殺虫剤D - D剤の有効成分として使用される。この物質は、土壌に散布されるため、地下水汚染の進行が懸念されている。

### ★ チウラム ( $\text{C}_6\text{H}_{12}\text{N}_2\text{S}_4$ )

農薬として使われる白色の固体。チオカーバメイト系の殺菌剤として、種子消毒、茎葉散布剤として単独で、あるいは他剤と混合して使用されている。この物質は、分解が早いため環境中での寿命は短いと考えられる。

### ★ シマジン( $\text{C}_7\text{H}_{12}\text{ClN}_5$ )

シマジンの別名として、2-クロロ-4, 6 ビス (エチルアミノ) -1, 3, 5-トリアジン、CAT、アクアジンなどがある。

トリアジン系の除草剤で、水稻畑苗代、ジャガイモ等の栽培初期（播種後、植付後）に、雑草発生を防ぐために散布される他、ゴルフ場の芝生でも使用される。

### ★ チオベンカルブ ( $\text{C}_{12}\text{H}_{16}\text{ClNO}_5$ )

農薬として使われる無色の液体。水田除草剤として用いられ、雑草の発芽期ないし生育初期に散布する。

### ★ ベンゼン ( $\text{C}_6\text{H}_6$ )

揮発性有機化合物の一つで、無色透明の液体。染料、医薬品、農薬等の様々な化学品の合成原料、溶剤、抽出剤等に広く用いられている。人体への影響としては、白血病、再生不良性貧血等がある。

### ★ セレン (Se)

灰色で光沢のある固体。地殻中の存在量は約 $0.05\text{ mg/kg}$ とわずかだが、自然界に広く存在する。セラミックス、半導体、光電池、整流器等広い用途に使用されている。セレンは生体必須元素だが、過剰に摂取すると、中毒症状を示す。急性中毒症状としては、粘膜刺激、頭痛や呼吸不全、慢性中毒症状としては、皮膚や胃腸への障害、神経障害等が知られている。

### ★ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

硝酸塩、亜硝酸塩として含まれている窒素。いずれも人の体内で亜硝酸イオンになるため、多量に人体に摂取された場合、メトヘモグロビン血症などの障害を起こすことが知られている。

### ★ ふつ素 (F)

淡黄色の気体で、天然には単体として存在せず、ふつ化物イオン ( $F^-$ ) として広く存在している。地殻中に約 $6.25\text{ mg/kg}$ 、海水中には約 $1.4\text{ mg/L}$ 含まれている。主な用途としては、ふつ素系樹脂等の製造原料、侵食作用を利用したガラスのつや消し等がある。人体への影響としては、中枢神経障害が知られている。

### ★ ほう素 (B)

主にほう酸塩として存在し、地殻中に約 $1.0\text{ mg/kg}$ 、海水中には約 $4.5\text{ mg/L}$ 含まれている。植物及び動物にとって必須元素である。主な用途としては、超硬度材料、原子炉の中性子吸収剤、ガラスや陶器のエナメル合成、着火防止剤、燃料合成等がある。人体への影響としては、中枢神経障害が知られている。

### ★ 1, 4-ジオキサン( $C_4H_8O_2$ )

常温で無色透明の液体で、揮発性物質である。水に溶けやすく、油にも溶けやすい性質から、トランジスタ、合成皮革や塗料などの溶剤、洗浄剤の調整用溶剤、繊維処理・染色・印刷時の分散剤や潤滑剤などにも使われている。土壤中へ入り込むと、土壤への吸着性が弱いため地下浸透して、地下水を汚染する可能性がある。

### ★ pH (水素イオン濃度指数)

液体の酸性、アルカリ性を示す指標 (記号は pH) となるもので、0～14の間の数値で表現される。pH 7が中性とされ、7より小さくなるほど酸性が強く、7より大きくなるほどアルカリ性が強くなる。

### ★ BOD (生物化学的酸素要求量 Biochemical Oxygen Demand の略称)

河川水中の有機汚濁物質が微生物によって無機性酸化物とガスに分解し、安定化されるときに必要とされる酸素量のことで、この数値が大きくなればその河川水中には有機汚濁物質が多く含まれていることを意味している。通常、水質汚濁の指標として用いられている。

### ★ COD (化学的酸素要求量 Chemical Oxygen Demand の略称)

海中や湖沼などの水質汚濁の状態を示す数値で、水中の有機汚濁物質を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもの。値が大きいほど水質汚濁が著しい。

### ★ SS (浮遊物質量 Suspended Solids の略称)

水中に浮遊または懸濁している粒径 2 mm 以下の粒子状物質のこと、水を汚濁させている物質をいう。粘土鉱物、プランクトンやその死骸、有機物、金属の沈殿物が含まれる。

### ★ DO (溶存酸素量 Dissolved Oxygen の略称)

水中に溶けている酸素の量。河川や海の自浄作用や水生生物の生活には不可欠のもので、水草による光合成や水面の波立ちにより溶存量は増加する。

### ★ 大腸菌群数

大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のこと。水中の大腸菌群数は、し尿汚染の指標として使われている。

## 【騒音・振動関係】

### ★ 騒音レベル

音に対する人間の感じ方は、音圧、周波数の違いによって異なる。騒音の大きさは、物理的に測定した音圧に、周波数ごとの聴感補正を加味して表す。単位はデシベル。

### ★ 振動レベル

振動の大きさの感じ方は、振動加速度、振動数などによって異なる。振動の大きさは、物理的に測定した振動加速度に振動数による感覚補正を加味して表す。単位はデシベル。

### ★ 等価騒音(振動)レベル[L<sub>Aeq</sub>]

騒音(振動)レベルが時間とともに変化する場合、測定時間内でこれと等しい平均二乗音圧(振動圧)を与える連続定常音(振動)の騒音(振動)レベル。単位はデシベル。

### ★ 時間帯補正等価騒音レベル[L<sub>den</sub>]

航空機騒音の測定や評価に用いられる指標の一つ。L<sub>den</sub>(エルデン)ともいう。航空機の1回の飛行に伴う騒音が聞こえはじめてから聞こえなくなるまでの継続時間において、人の受ける騒音エネルギーの量が単発騒音暴露レベル(LAE: sound exposure level)として測定され、その騒音値に飛行時間帯による重み付けを施したうえで、1日の騒音の総暴露量を評価する。単位はデシベル。

## 【単位】

### ★ ppm (Parts Per Million の略)

100万分の1の単位。1m<sup>3</sup>の気体中に1cm<sup>3</sup>、1tの液体中に1gの物質が混じっている場合の濃度を1ppmと表す。1ppm=0.0001%

### ★ ppb (Parts Per Billion の略)

10億分の1の単位。1m<sup>3</sup>の気体中に1mm<sup>3</sup>、1tの液体中に1mgの物質が混じっている場合の濃度を1ppbと表す。1ppb=0.0000001%

### ★ 計量単位

下表のとおり。

	十	百	千	百万	十億	一兆
倍	d a (デカ)	h (ヘクト)	k (キロ)	M (メガ)	G (ギガ)	T (テラ)
	10 <sup>1</sup>	10 <sup>2</sup>	10 <sup>3</sup>	10 <sup>6</sup>	10 <sup>9</sup>	10 <sup>12</sup>
分の一	d (デシ)	c (センチ)	m (ミリ)	μ (マイクロ)	n (ナノ)	p (ピコ)
	10 <sup>-1</sup>	10 <sup>-2</sup>	10 <sup>-3</sup>	10 <sup>-6</sup>	10 <sup>-9</sup>	10 <sup>-12</sup>

## 【その他】

### ★ ダイオキシン類

一般にポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン(PCDDs)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDFs)をまとめてダイオキシン類と呼んでいるが、ダイオキシン類対策特別措置法では、さらに、コプラナーPCBも含めて「ダイオキシン類」と定義されている。これらは、毒性がきわめて強い化学物質で主に廃棄物焼却炉から発生する。

### ★ 毒性等量[TEQ]

ダイオキシン類の毒性は、その種類によって異なるので、最も毒性の高い2, 3, 7, 8 - 四塩化ジベンゾパラジオキシン(2, 3, 7, 8 - TeCDD)の毒性の強さに換算した単位で表す。

### ★ アスベスト(石綿=いしわた、せきめん)

繊維状のケイ酸塩鉱物の総称。アスベストは耐熱性、耐薬品性、耐摩耗性、絶縁性などの特性を有することから、建設資材をはじめ様々な分野で利用されてきた。肺がんや中皮腫の発症に関わっていることが指摘されたため、飛散性製品に対して除去や防止策の対応が講じられた。問題となっているアスベストは①クリソタイル(白石綿)②クロシドライト(青石綿)③アモサイト(茶石綿)④アンソフィライト(直閃石綿)⑤トレモライト(透角閃石綿)⑥アクチノライト(陽起石綿)の6物質。

## ★ 地球温暖化

近年の人為的な温室効果ガス（二酸化炭素やメタン）の放出増大に伴って、地球の平均気温が急激に上昇している状態。気温・水温の上昇によって、海面の上昇をはじめ洪水や干ばつなどの気象への影響、生態系の変化が危惧されている。

## ★ オゾンホール

春期の南極・北極部分で、成層圏のオゾン層濃度が減少する現象。人工衛星の映像が、まるで穴が開いたように見えることからこう呼ばれる。オゾンは、太陽から放射される紫外線の大部分を吸収する役割を担っているが、スプレー・ガスやエアコンの冷媒として利用されていたフロンガスなどによって分解されてしまう。地表への紫外線量の増加で皮膚がんを誘発する恐れがあることから、ノンフロン化が進んでいる。

## ★ 酸性雨

化石燃料の燃焼や火山活動によって発生する硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素などが大気中で化学反応を起こし硫酸、硝酸、塩酸などの強酸を生成し、雨水に取り込まれて降ってくるもの。一般的に pH 5.6 以下の雨水を酸性雨と呼ぶ。

## ★ 絶滅危惧種

絶滅のおそれがある野生生物種のこと。環境省は、絶滅危惧 I 類（絶滅の危機に瀕している種）や絶滅危惧 II 類（絶滅の危機が増大している種）などに分類し、レッドリストとして公表している。

## ★ 化学物質排出移動量届出制度【PRTR】(Pollutant Release and Transfer Register の略)

有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、又は廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する制度。

## ★ 変動係数

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」において、経済産業省大臣及び環境大臣は、小売り電気事業者及び一般送配電事業者の供給に係る電気の基礎排出係数及び調整後排出係数を公表することとなっている。係数は年度ごとに公表されるため、調査年度ごとの係数を用いて二酸化炭素排出量を算出する。

## ★ 固定係数

計画期間内の各年度において、基準年度の係数を用いて固定とし、二酸化炭素排出量を算出する。